

令和6年度 初任者向け

# 法定受託事務と協力・連携事務 [窓口事例編]



厚生労働省

九州厚生局

## 目次（国民年金の協力・連携事務）

- 1 国民年金被保険者関係届書の提出
- 2 免除申請の手続き
- 3 学生納付特例申請の手続き
- 4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）
- 4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）
- 5 老齢年金請求の手続き
- 6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き
- 7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

1

国民年金被保険者関係届書の提出

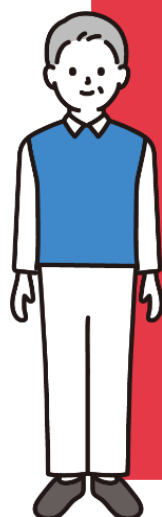
# 1 国民年金被保険者関係届書の提出

Bさんは退職し、年金の手続きが何か必要と思い、市役所を訪ねて来た。

Bさん  
来庁者

退職後の年金の手続きしたい。  
でも、保険料を安くしたい！

- ① 種別変更届 記入(住所・氏名・基礎年金番号)
- ② 付加保険料について
- ③ 納付方法について
- ④ クレジットカードでの納付、前納申出
- ⑤ 将来の年金額について
- ⑥ クレジットカード納付申出書の提出  
(申出書を後日年金事務所へ提出)



便利な前納制度をどうぞ！

- ① 手続きの説明、届書の記載方法の説明
- ② 付加保険料の説明
- ③ 各種納付方法の案内
- ④ 前納の案内
- ⑤ 年金額の説明
- ⑥ 納付申出書の手交  
(市町村のゴム印を押した納付申出書)

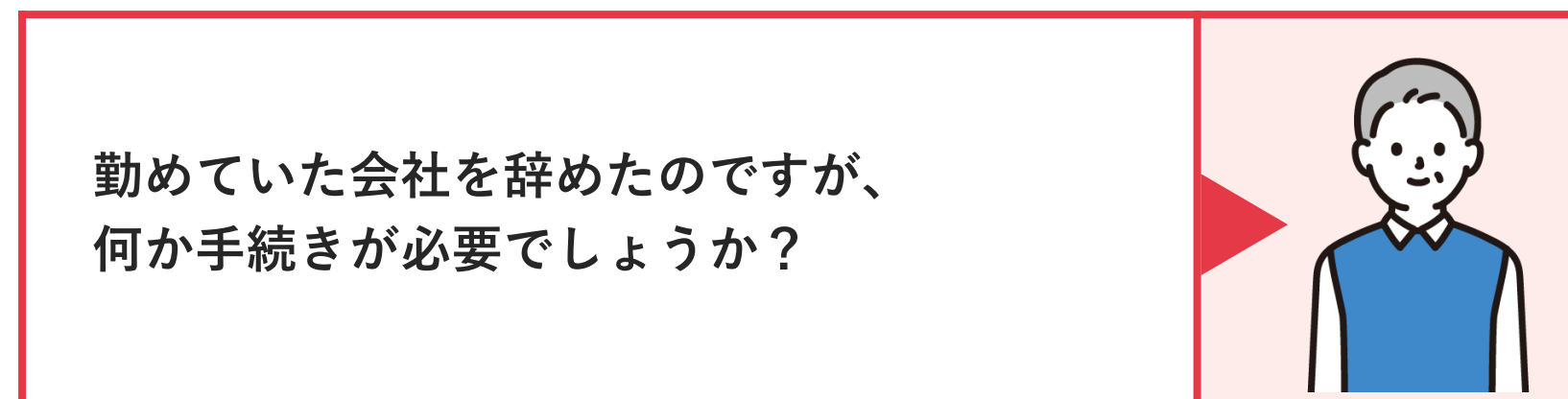
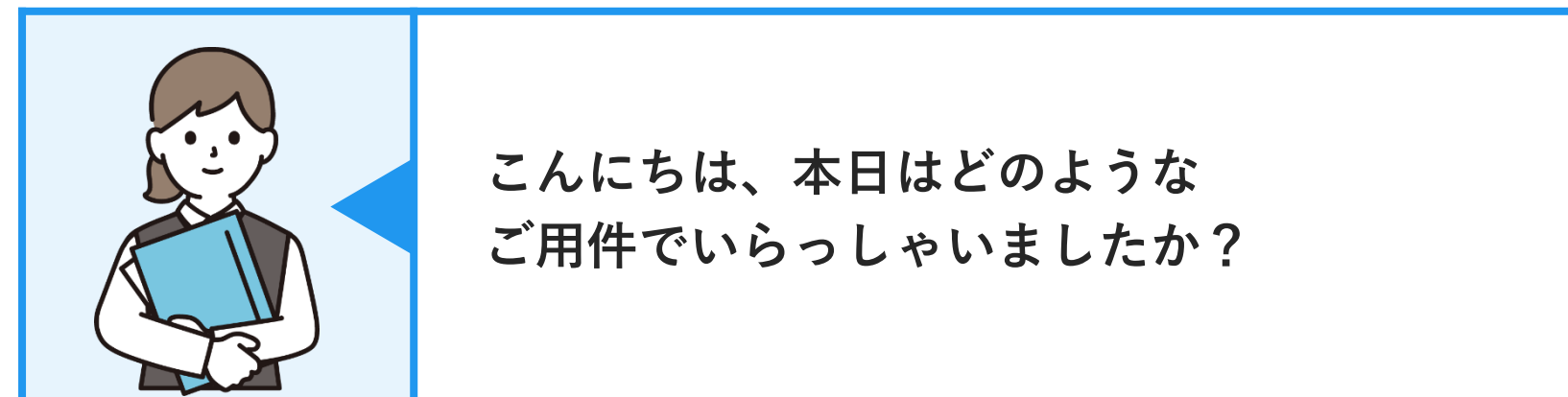
Aさん  
国民年金窓口



上記の①～⑥のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



# 1 国民年金被保険者関係届書の提出



・  
・  
・

(必要な手続きの説明)

# 1 国民年金被保険者関係届書の提出

様式コード
4 1 0 0



## 国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 令和 年 月 日  
日本年金機構理事長 あて  
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏 名： \_\_\_\_\_

被保険者との続柄： 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 性別	1. 男性 2. 女性	
	⑤ 郵便番号	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他	
	⑦ 住所			
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (フリガナ) (住民票上の通称)		

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。


届書種類・番号	届出年月日/出産(予定)日	理由等
資格取得届 1	平成 令和	0. 20歳到達(学生) 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金(共済会)からの移行
資格取得届申出 3		4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入
資格喪失届 4	平成 令和	1. 厚生年金(共済会)への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出
資格喪失届申出 5		5. 期間満了 10. 中国残留邦人等 11. 外国への転出
付加保険料 納付・辞退申出 6	平成 令和	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出
付加保険料 取消・返金届 7		3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
保険料 免除理由届当届 8	平成 令和	1. 法第89条第1号(障害基礎年金等) 2. 法第89条第2号(生活扶助等) 3. 法第89条第3号(国立療養所等)
保険料 免除理由消滅届 9		⑩保険料納付申出の確認 1. 希望する 2. 希望しない
基礎年金番号通知 書再交付申請 10	平成 令和	1. 紛失 2. 破損(汚れ) 9. その他 ( )
産前産後免除 届当届 14	平成 令和	単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎
備考		

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	届出年月日	理由等
住所変更届 11	平成 令和	変更前住所
氏名変更届 12	平成 令和	変更前氏名
死亡届 13	平成 令和	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄	⑪納付書関連
	作成不要 1
	早期送付 2

2210 1016 005



それでは、こちらの国民年金被保険者関係届書に記入をお願いします。

(届書の記載)

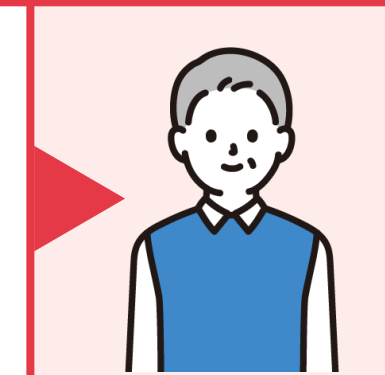
# 1 国民年金被保険者関係届書の提出

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を

⑩届書種類・番号		⑪該当・申出年月日／出産（予定）			
資格取得届	1	平成 令和	年	月	
種別変更届	2				
資格取得申出	3				
資格喪失届	4	平成 令和	年	月	
資格喪失申出	5				
付加保険料 納付・辞退申出	6	平成 令和	年	月	
付加保険料 該当・非該当届	7				
保険料 免除理由該当届	8	平成 令和	年	月	
保険料 免除理由消滅届	9				
基礎年金番号通 知書再交付申請	10	平成 令和	年	月	
産前産後免除 該当届	14				
備考					

B. 届出（申出）事項

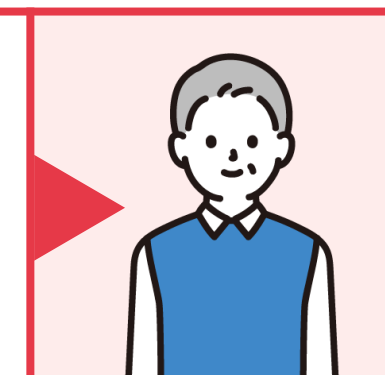
付加保険料とは何ですか？



国民年金の定額保険料に  
月額400円を上乗せして・・・

（付加保険料の説明）

付加保険料を申し込みたいと思います。



（届書記載終了、Aさんが届書内容の確認をする）



# 1 国民年金被保険者関係届書の提出

届書コード 6 5 4 2	年金事務所用	決 裁 令 和 年 月 日
		事務センター長 副事務センター長 グループ長 担当者

## 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

年金事務所長 あて

令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

### 1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申し出ずる場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）	② 生 年 月 日	送
	被 保 険 者 氏 名	③ 電 話 番 号 種 別	④ 電 話 番 号
	住 所	1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	- -
	〒 -		
指定クレジットカード	⑤ カード番号（右詰めで記入）	⑥ カード有効期限	送
	クレジットカード名義人氏名（自署）	被保険者との続柄	電 話 番 号
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。		
	ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。 1. アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. NCB商連 4. OC 5. Orico 6. セゾン 7. JCB 8. セディナ 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS 17. ライフカード 18. 楽天 19. UC 20. VISA 21. Master		
納付方法	1 毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。	
	2 6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにお申し込みください。2月末日までに期に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに期に合わなかった場合は翌年3月まで、毎月納付の取扱いとなります。	
	3 1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、1年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。	
	5 2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。	

（注）ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等のご利用はできません）。

（注）クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

### 2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

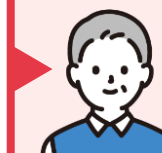
※3枚目は控えです。提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄： 特定業務契約職員  職員  その他

1枚目

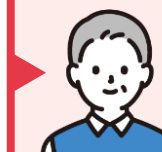
2310 1016 001

保険料はどのように払えますか？



保険料の納付方法は、毎月、納付書でお支払いいただく以外にも口座振替やクレジットカードによる納付を選ぶこともできます。  
（各種納付方法の説明）

クレジットカードで納付したいと思います。




クレジットカードでの納付の場合、こちらの申出書を作成して、年金事務所へ提出してください。

（申出書の記載）



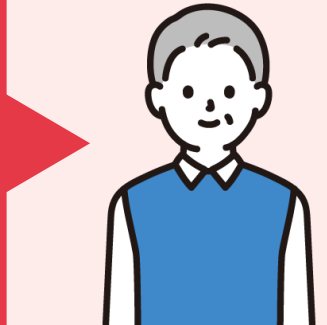

# 1 国民年金被保険者関係届書の提出

指定クレジットカード	⑤ カード番号 (右詰めで記入)			⑥ カード有効期限																										
	- - - - -			月 / 20 年																										
	クレジットカード名義人氏名 (自署)		被保険者との続柄	電話番号																										
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。			- -																										
ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。																														
<table border="0"> <tr> <td>1. アメリカン・エクスプレス</td> <td>2. イオン</td> <td>3. NCB日商連</td> <td>4. OC</td> </tr> <tr> <td>5. Orico</td> <td>6. セゾン</td> <td>7. JCB</td> <td>8. セディナ</td> </tr> <tr> <td>9. ダイナースクラブ</td> <td>10. ジャックス</td> <td>11. 東急</td> <td>12. トヨタファイナンス</td> </tr> <tr> <td>13. 日専連</td> <td>14. 三井住友</td> <td>15. 三菱UFJニコス</td> <td>16. UCS</td> </tr> <tr> <td>17. ライフカード</td> <td>18. 楽天</td> <td>19. UC</td> <td>20. VISA</td> </tr> <tr> <td>21. Master</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							1. アメリカン・エクスプレス	2. イオン	3. NCB日商連	4. OC	5. Orico	6. セゾン	7. JCB	8. セディナ	9. ダイナースクラブ	10. ジャックス	11. 東急	12. トヨタファイナンス	13. 日専連	14. 三井住友	15. 三菱UFJニコス	16. UCS	17. ライフカード	18. 楽天	19. UC	20. VISA	21. Master			
1. アメリカン・エクスプレス	2. イオン	3. NCB日商連	4. OC																											
5. Orico	6. セゾン	7. JCB	8. セディナ																											
9. ダイナースクラブ	10. ジャックス	11. 東急	12. トヨタファイナンス																											
13. 日専連	14. 三井住友	15. 三菱UFJニコス	16. UCS																											
17. ライフカード	18. 楽天	19. UC	20. VISA																											
21. Master																														
納付方法	1	毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。																											
	2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は <b>2月末日</b> まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は <b>10月末日</b> までにお申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は翌年3月まで、毎月納付の取扱いとなります。																											
	3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、1年前納による割引額が適用された額となります。 ※ <b>2月末日</b> までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。																											
	5	2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、2年前納による割引額が適用された額となります。 ※ <b>2月末日</b> までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌々年3月まで毎月納付の取扱いとなります。																											



ちなみに、保険料をまとめて前払いすることもでき、前払いすることで割引が適用されるので・・・  
(前納の説明)

前納払いができるのですね。では、2年前納したいと思います。

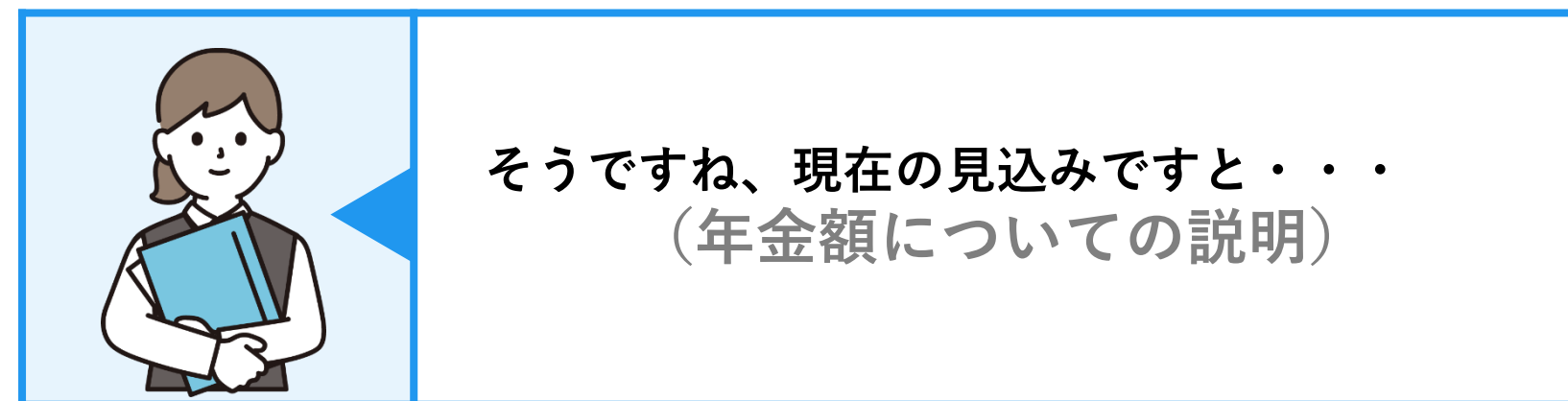
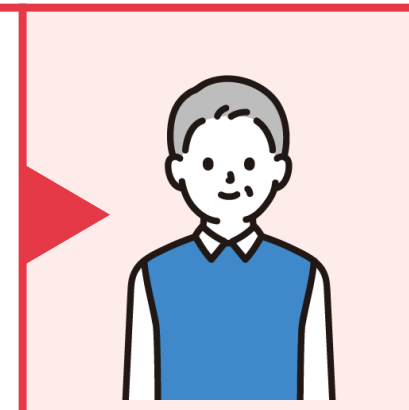
2年前納する場合、こちらに○をしてください。

(申出書記載終了)

# 1 国民年金被保険者関係届書の提出

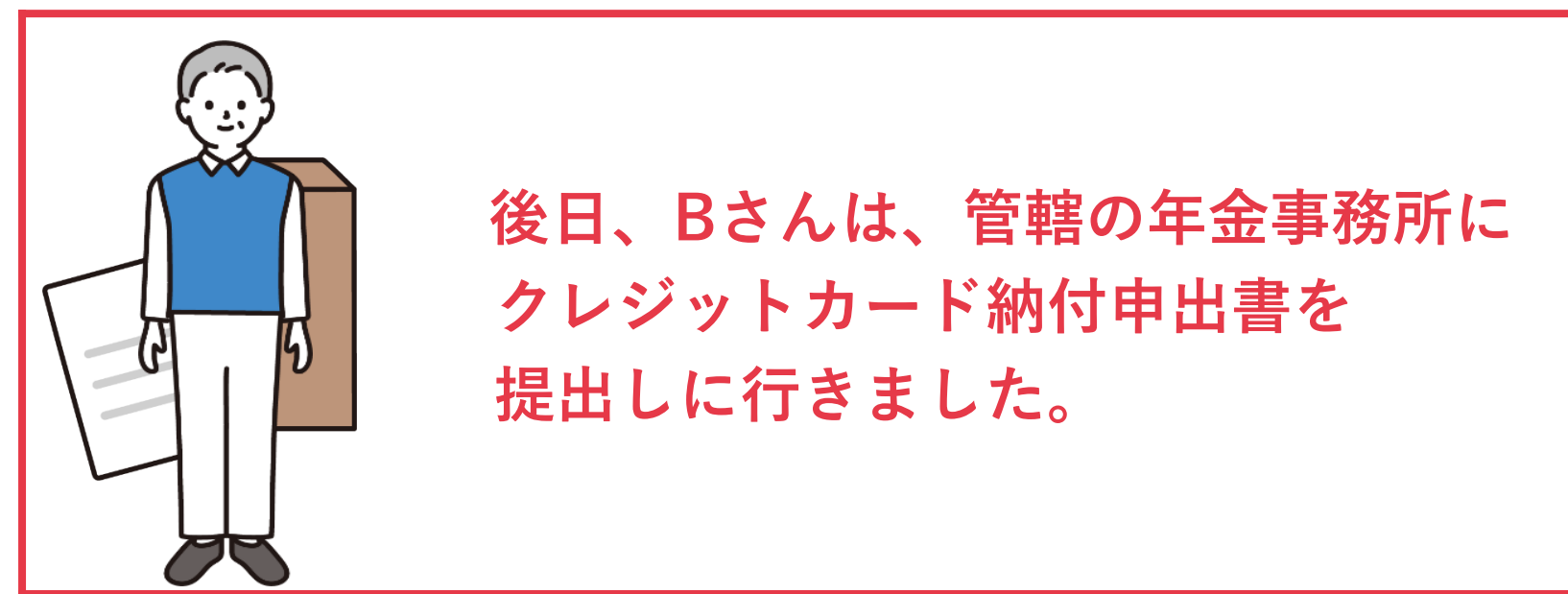


ちなみに、この2年分を前納すると  
将来もらえる年金額が  
どれくらい変わりますか？



そうですね、現在の見込みですと・・・  
(年金額についての説明)

(窓口対応終了)



後日、Bさんは、管轄の年金事務所に  
クレジットカード納付申出書を  
提出しに行きました。

# 1 国民年金被保険者関係届書の提出（事務区分の整理（まとめ））

事務内容	説明	備考	事務の区分け
① 手続きの説明 届書の記載方法の説明	第1号被保険者の資格取得に係る制度説明及び国民年金被保険者関係届書の記入についての説明は <b>法定受託事務</b> に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第6条	法定受託事務
② 付加保険料の説明	付加保険料の制度についての説明は <b>法定受託事務</b> に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第26条	
③ 各種納付方法の案内	資格取得時等における口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 「納付督促件数」に該当します。	協力・連携編スライド P5～P14	協力・連携事務
④ 前納の案内	※納付方法と前納の案内を同時に行った場合でも「納付督促件数」は合わせて1件の計上となります。		
⑤ 年金額の説明	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 「来訪相談件数」に該当します。	協力・連携編スライド P28～P31	
⑥ 納付申出書の提出 (来庁者が年金事務所へ提出した場合)	資格取得時等における口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 「クレジットカード納付申出件数」、「前納申出件数」にそれぞれ該当します。	協力・連携編スライド P5～P14	
納付申出書の提出 (市町村が年金事務所へ回送した場合)	来庁者が納付申出書を市町村へ提出、その後、市町村が納付申出書を回送した場合 「法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送」にも該当します。	協力・連携編スライド P8、P37	

2

免 除 申 請 の 手 続 き

## 2 免除申請の手続き

Cさんは、失業し国民年金の納付が厳しいため、市役所を訪ねてきた。

Cさん

来庁者

失業し、国民年金の納付が厳しい。  
どうしたらよいものか？

① 免除制度について

② 免除申請書の記載について

③ 保険料の追納について



免除制度をどうぞ！

① 免除制度の案内

② 免除申請書の記載方法の説明

③ 保険料追納の案内

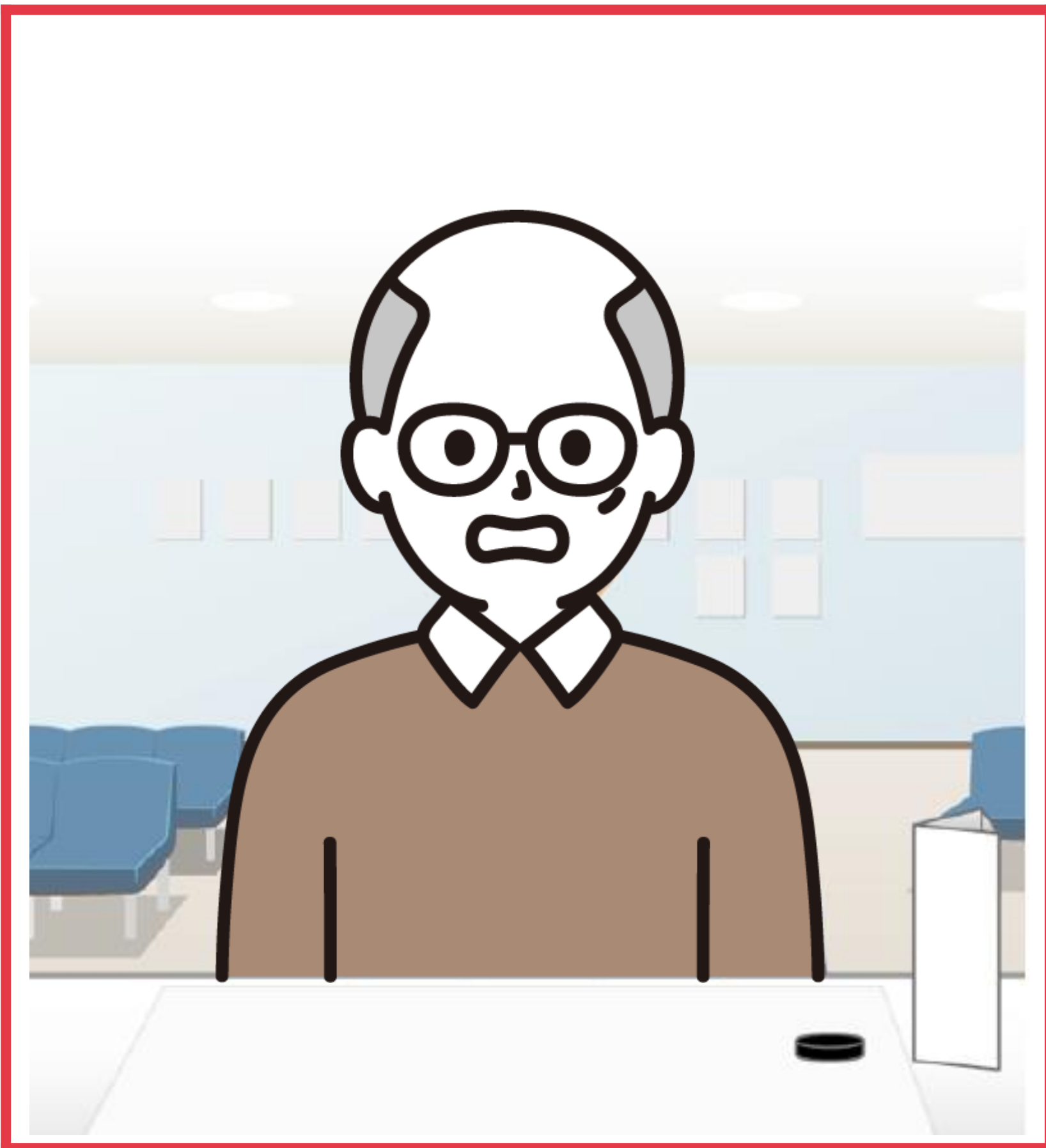
Aさん

国民年金窓口



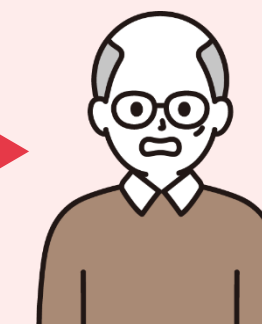
上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。

## 2 免除申請の手続き



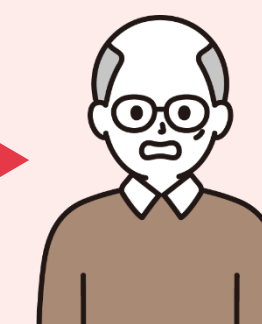
こんにちは、本日はどのような  
ご用件でいらっしゃいましたか？

実は失業した関係で  
国民年金保険料の納付が厳しいのです。  
免除制度があると聞いたので、  
手続きをしたいのですが・・・



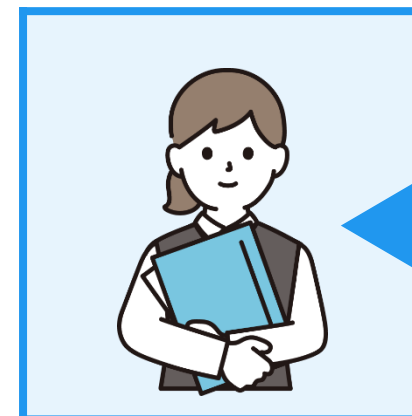
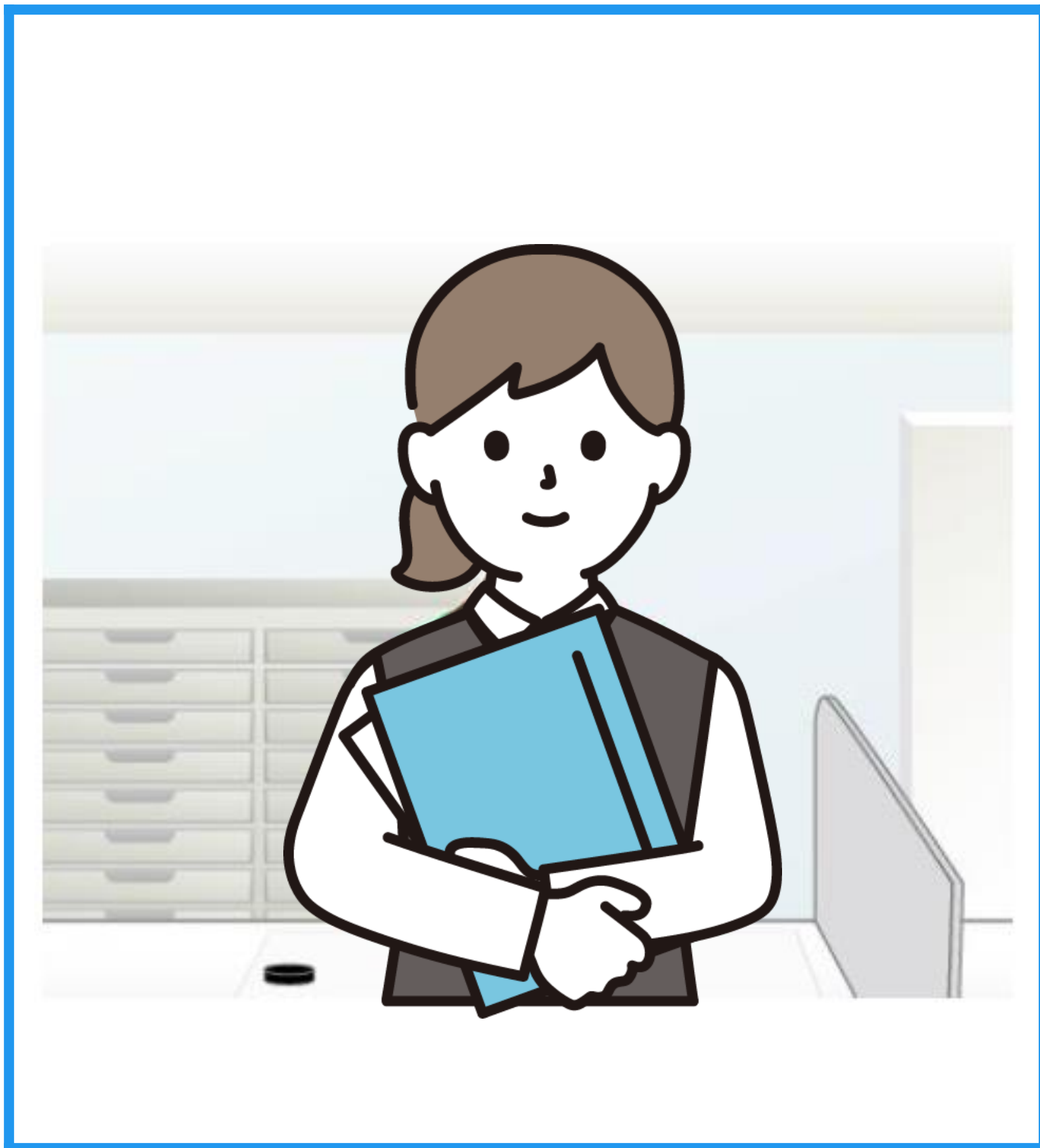
分かりました。では免除制度の  
内容をご説明させていただきますね。

お願いします。





## 2 免除申請の手続き

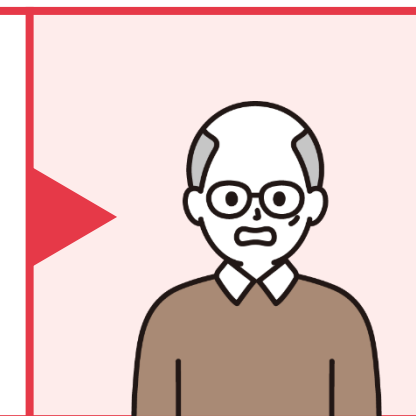


国民年金の第1号被保険者の方は、  
経済的な理由などで保険料を納めることが  
難しくなってしまったときに、  
保険料が免除される制度を利用できます…

(免除制度の説明)

制度のご説明は以上になりますが、  
免除申請されますか？

はい。申請します。



# 2 免除申請の手続き

様式コード  
4 6 3 5

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 会 期 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。  
また、配偶者および扶養者の記入に漏れがないことを申し立てします。  
この申請に必要な本人、配偶者および扶養者に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（居住所在地を含む）および日本年金機構に委託します。

〒 \_\_\_\_\_  
住所： \_\_\_\_\_

被保険者氏名： \_\_\_\_\_


指定全額免除申請事務取扱者	市区町村	日本年金機構
---------------	------	--------

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左記で記入してください。

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 電話番号 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	
	③ 被保険者氏名	④ 被保険者生年月日 5. 昭和 _____ 7. 平成 _____	
	⑤ 配偶者氏名	⑥ 配偶者生年月日 5. 昭和 _____ 7. 平成 _____	
	⑦ 世帯主氏名	※ 世帯主名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。	
⑧ 特記事項	※ 配偶者が別居の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ※ 申請期間中の扶養者に変更（結婚・離婚・扶養者変更等）があった場合は、変更理由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に住所転入があった場合は、届出と転入日を記入してください。 ※ 「⑧申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、届出および転入日を記入してください。 (配偶者が別居の場合) 配偶者の個人番号 ( _____ )		
B. 申請内容	⑨ 免除等区分	※ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て選択します。選択を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で打消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の選択条件を変更する場合は、その旨を「⑧特記事項」欄に記載してください。	
	⑩ 申請期間	平成 _____ 年度分 令和 _____ 年度分	
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり( 人 ) ・ なし 配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり( 人 ) ・ なし 扶養者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり( 人 ) ・ なし	
	⑫ 特例認定区分 (旧特別優遇制度)	被保険者：1. 失業 _____年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( ) 配偶者：1. 失業 _____年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( ) 扶養者：1. 失業 _____年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( )	
	⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は _____ ※Oで囲んでください。	
⑭ 備考	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合は、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は _____ ※Oで囲んでください。		

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

2107 1016 060



それでは、こちらの国民年金保険料免除・納付猶予申請書に記入をお願いします。

(申請書の記載方法の説明)

はい。できました。

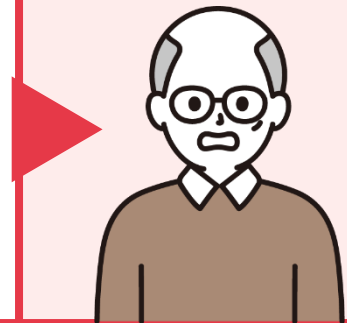


## 2 免除申請の手続き



ありがとうございます。  
お預かりいたします。  
他に何かご不明な点はございませんか？

免除という事は、その分の保険料は  
払わなくていいということですよね？



免除された部分の保険料を納められなかつた場合、将来受け取る年金額が全額納付の場合と比べて少なくなります。

しかし、あとから保険料を納付できる  
「追納」という制度があり・・・

(追納の説明)

## 2 免除申請の手続き（事務区分の整理（まとめ））

事務内容	説明	備考	事務の区分け
① 免除制度の案内	免除制度についての説明は <b>法定受託事務</b> に該当します。 また、免除申請書の記載方法の説明についても <b>法定受託事務</b> に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第35条	法定受託事務
② 免除申請書の記載方法の説明	例外 各種説明の際に将来の受給額の話になると協力・連携事務に該当します。 (協力・連携編スライド P28~31)		
③ 保険料追納の案内	保険料の追納に関する相談は <b>法定受託事務以外</b> の内容についての相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「 <b>来訪相談件数</b> 」に該当します。	協力・連携編スライド P28~P31	協力・連携事務



免除の手続きについては、難しく考えず下記のように整理しておきましょう。

**法定受託事務** → 制度の説明、免除申請書の記載方法の説明

**協力・連携事務** → 免除区分毎に受給できる**将来の年金額**の案内  
追納の案内。



3

学生納付特例申請の手続き

### 3 学生納付特例申請の手続き

Dさんは、学生のため国民年金の納付が厳しく、市役所を訪ねて来た。

Dさん  
来庁者

学生のため、国民年金の納付が厳しい。  
どうしたらよいの？

① 学生納付特例制度について

② 申請書の記載方法について

③ 保険料の追納について

学生納付特例制度をどうぞ！

① 学生納付特例制度の案内

② 申請書の記載方法の説明

③ 保険料追納の案内

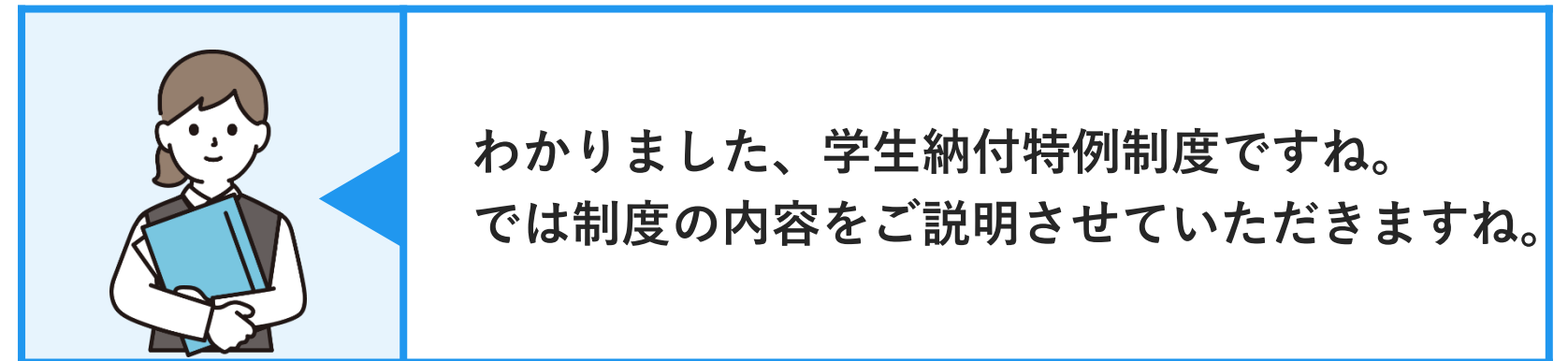
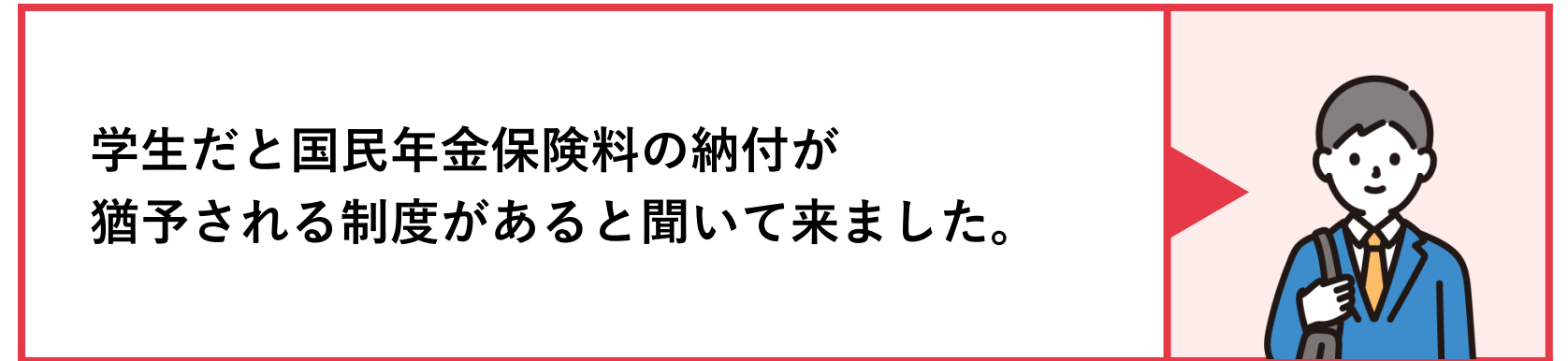
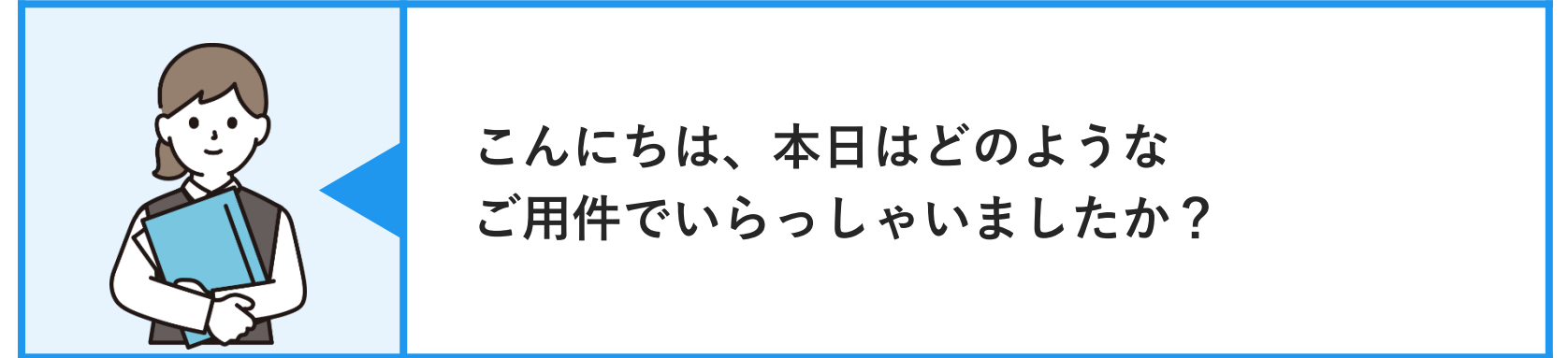
Aさん  
国民年金窓口



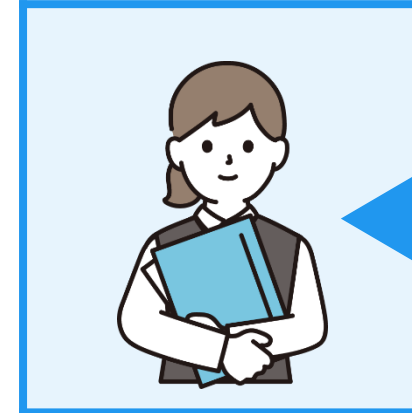
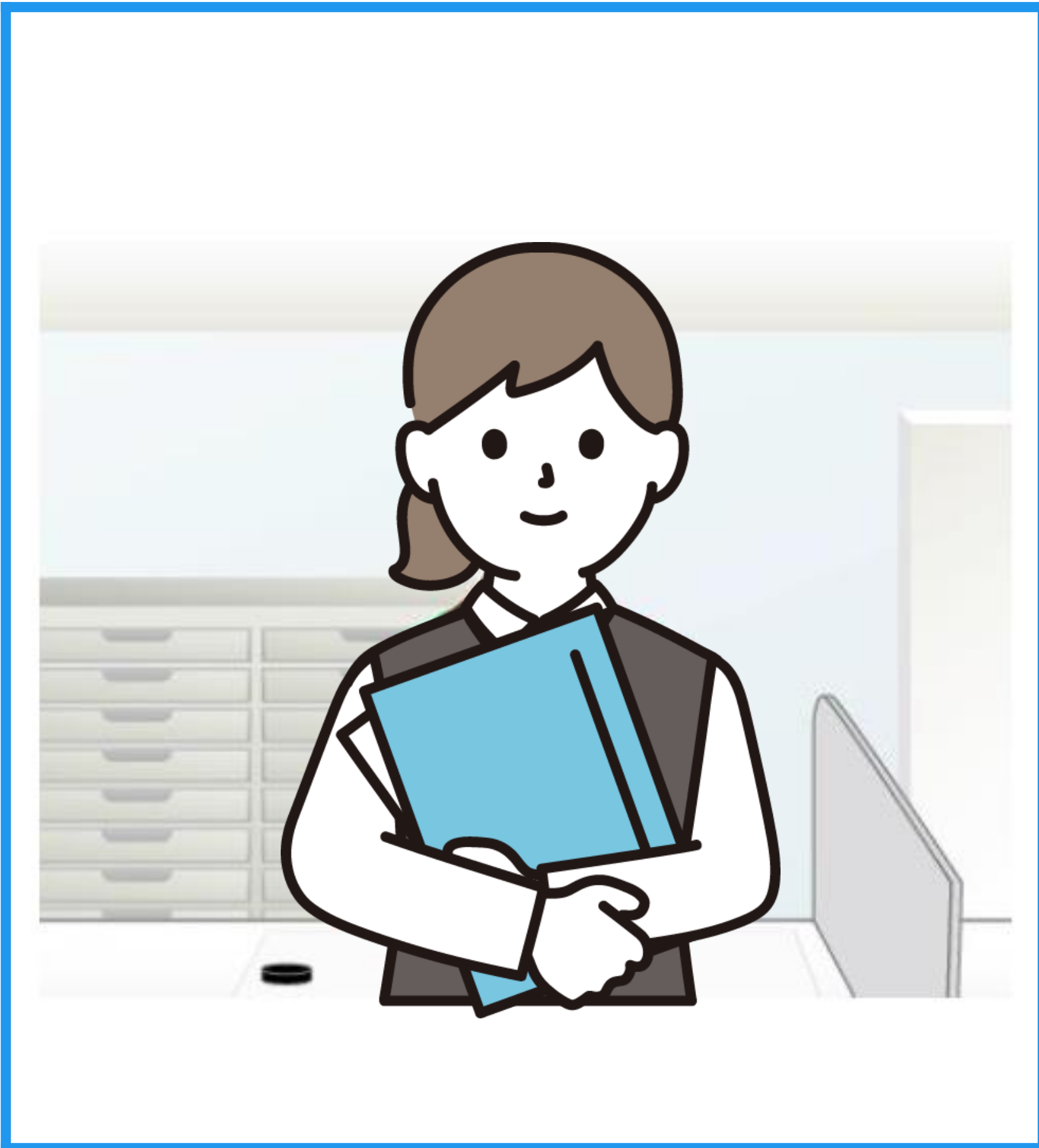
上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



### 3 学生納付特例申請の手続き



### 3 学生納付特例申請の手続き

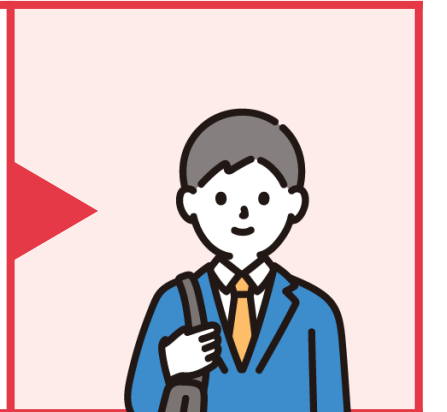


前年の所得が基準以下の学生の方は、  
申請により、保険料の納付が猶予される  
制度があり…

(学生納付特例制度の説明)


制度のご説明は以上になりますが、  
申請されますか？

はい。申請します。



# 3 学生納付特例申請の手続き

様式コード  
4 6 2 3



## 国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり学生納付特例を申請します。 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。 この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。 〒 - 住所： 被保険者氏名：	学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構
---	-------------	------	--------

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他

B 申請内容	⑤ 申請期間 (学生納付特例を申請する期間)	平成 年 月 から 平成 年 月 まで 令和
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 年 月 から (卒業予定年月) 平成 年 月 まで 令和
	⑦ 学校の名称	⑧ 学校の所在地 都 道 府 県
	⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ( ) ※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
	⑩ 学生証の有効期限	平成 年 月 末まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
	⑪ 前年所得	1. なし ※令和2年度以前を申請する場合は、128万円を118万円に読み替えてください。 2. あり(※128万円以下) 3. あり(※128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり(人)・なし】
	⑫ 特例認定区分(※1)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( )
⑬ 備考		

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄  学生証確認欄

### 【留意事項】

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は表面のコピーも必要です。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

2305 1016 003




それでは、こちらの国民年金保険料学生納付特例申請書に記入をお願いします。

(申請書の記載方法の説明)

はい。できました。





### 3 学生納付特例申請の手続き



ありがとうございます。  
お預かりいたします。  
他に何かご不明な点はございませんか？

猶予された分はいつまでに  
払えばいいんですか？



10年以内であれば、遡って保険料を  
納めることができます・・・  
(追納の説明)

### 3 学生納付特例申請の手続き

事務内容	説明	備考	事務の区分け
① 学生納付特例制度の案内	学生納付特例制度についての説明は <b>法定受託事務</b> に該当します。 また、申請書の記載方法の説明についても <b>法定受託事務</b> に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第36条	法定受託事務
② 申請書の記載方法の説明	<b>例外</b> 各種説明の際に将来の受給額の話になると協力・連携事務に該当します。 (協力・連携編スライド P28～31)		
③ 保険料追納の案内	保険料の追納に関する相談は <b>法定受託事務以外</b> の内容についての相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 「 <b>来訪相談件数</b> 」に該当します。	協力・連携編スライド <b>P28～P31</b>	協力・連携事務



学生納付特例制度も免除申請と同じように事務の区分ができます。

**法定受託事務** → 制度の説明、申請書の記載方法の説明

**協力・連携事務** → 受給できる**将来の年金額**の案内。**追納**の案内。



4-1

未支給年金・未支払給付金請求書、  
死亡届の提出（老齢）



## 4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）

3月14日。Eさんは、**老齢基礎年金〔1150〕**、遺族厚生年金（夫の死後〔1450〕）、年金生活者支援給付金（老齢）を受給していた。Eさんの死後、子のFさんは年金の手続きが何か必要と思い、市役所を訪ねて来た。

Fさん  
来庁者

母が死亡したが、何か手続きが必要？

- ① 母親の死亡に関する年金に関する手続きについて
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付内容の確認について
- ③ 未支給年金・未支払給付金請求書の申請

未支給、未支払給付金等の各種手続きが必要です。

- ① 未支給年金・未支払給付金請求の案内
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付について
- ③ 年金事務所への書類の回送

Aさん  
国民年金窓口

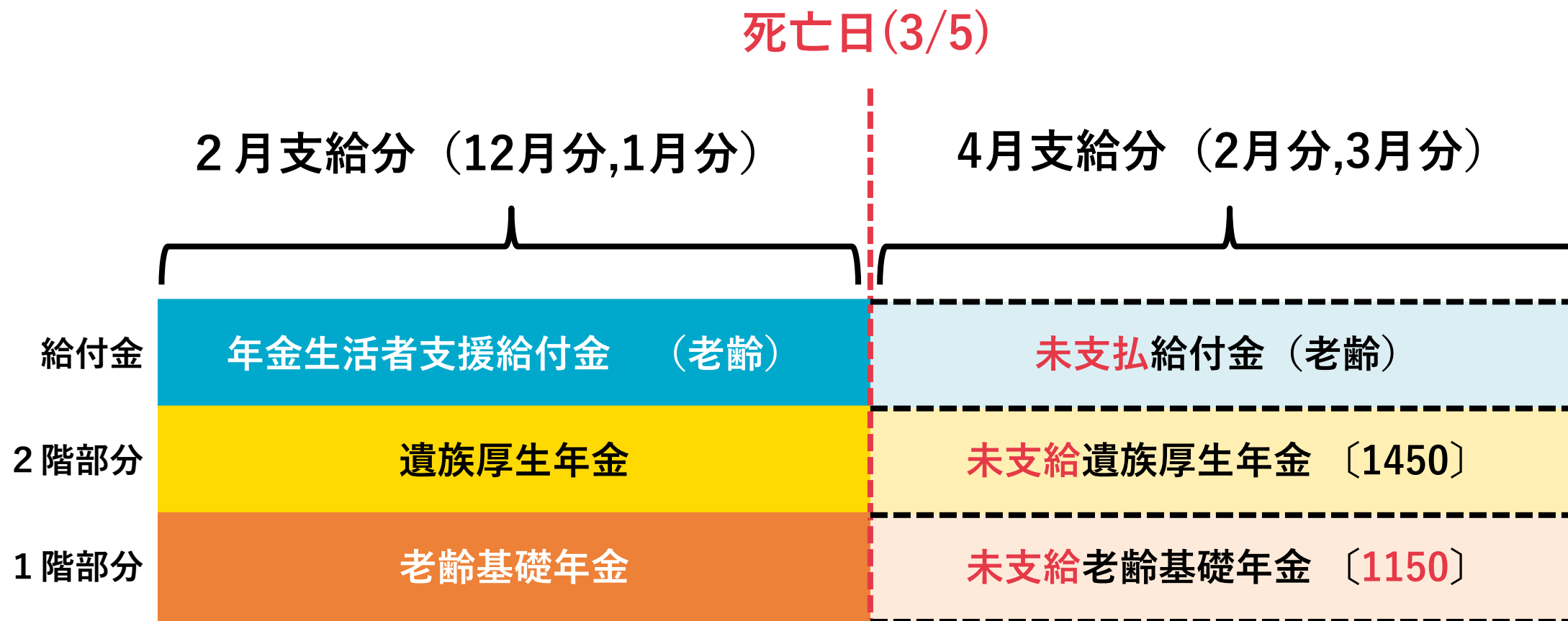
上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



# 4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）

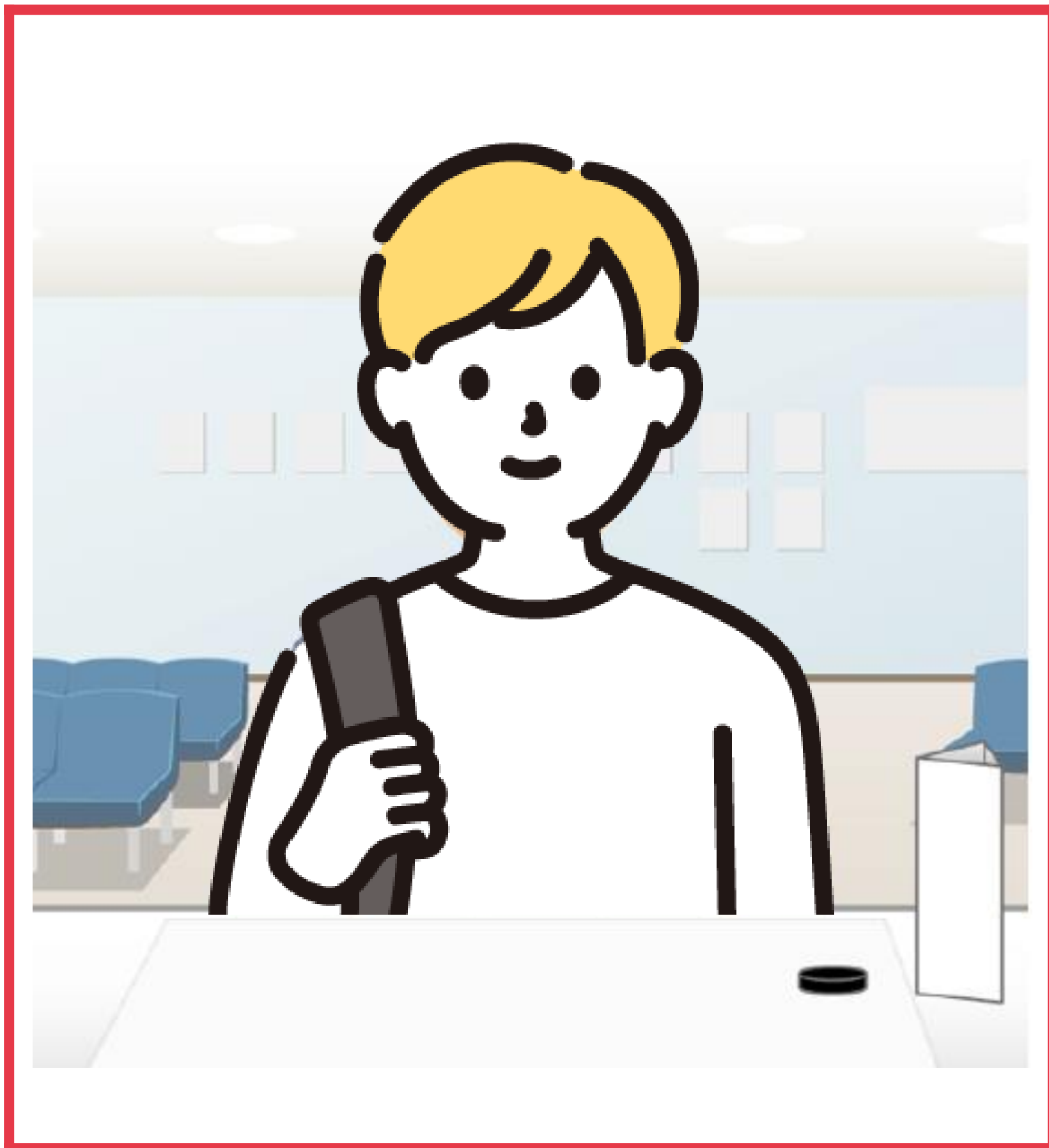


Eさん  
(親)



Fさん  
(子)

# 4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）



こんにちは、本日はどのような  
ご用件でいらっしゃいましたか？

先日母が亡くなりまして、年金の手続きが  
必要かもしれないと思って来たのですが・・・



このたびはお悔やみ申し上げます。  
E様は生前に年金を受け取って  
おられたのですね。  
年金証書はご持参いただいていますか？

持ってきました。こちらです。



# 4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金  
未支給年金・未支払給付金請求書

様式第514号

二次元コード

45 46 48 【職員記入欄】  
死亡した方が年金生活者支援給付金を受給されていた場合は右欄に☑

死亡した受給権者

① 基礎年金番号 および年金コード

基礎年金番号

年金コード  
(複数請求する場合は右の欄に記入)

② 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

(フリガナ)

氏名 (氏) (名)

③ 死亡した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

死亡した方が厚生年金保険・船員保険・総合職の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金(未済の給付)の請求を希望しますか。 ※未済年金と国民(基礎)年金のみ受けていた方は、別途共済組合等に請求が必要です。 はい・いいえ

請求される方

⑤ (フリガナ) 氏名 (氏) (名)

⑥ 続柄 ※続柄

⑧ 郵便番号 ⑨ 電話番号

④ (フリガナ) 住所 市区町村

個人番号

⑦ 年金受取機関

1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)  
2. ゆうちょ銀行(郵便局)  
☐ 年金受取口座として登録済の口座を指定

⑧ 郵便番号 ⑨ 電話番号

⑩ 口座名義人氏名

金融機関コード 支店コード (フリガナ) 口座番号(左詰めで記入)

1. 普通 2. 当座

ゆうちょ銀行

⑪ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 その他3親等内の親類

いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

死亡した方が三共済(JR、JT、NTT)・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。

⑫ 死亡者からみて、あなたは相続人ですか。 はい・いいえ  
(相続人の場合には、続柄についてもご記入ください。) (続柄)

⑬ 備考

⑭ 別世帯となっていることについての理由書  
次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。  
(該当の理由に○印をつけてください。)

理由

1. 受給権者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。  
(請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき。)

2. 受給権者の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっているが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」が必要となります。用紙が必要な方は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などにお問い合わせください。  
詳しくは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。

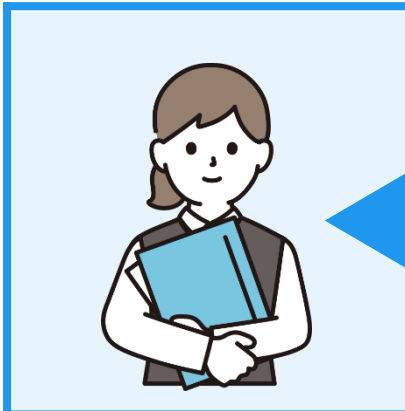
令和 年 月 日 提出

市区町村 受付年月日

実施機関等 受付年月日

年金事務所記入欄  
※遺族給付同時請求 有(○)無  
※死亡届の添付 有・無

◎「記入上の注意」などをよく読んでから「記入ください」欄に記入してください。  
◎「※」印欄は、記入しないでください。  
◎年金事務所の窓口でご相談ください。



ありがとうございます。拝見いたします。

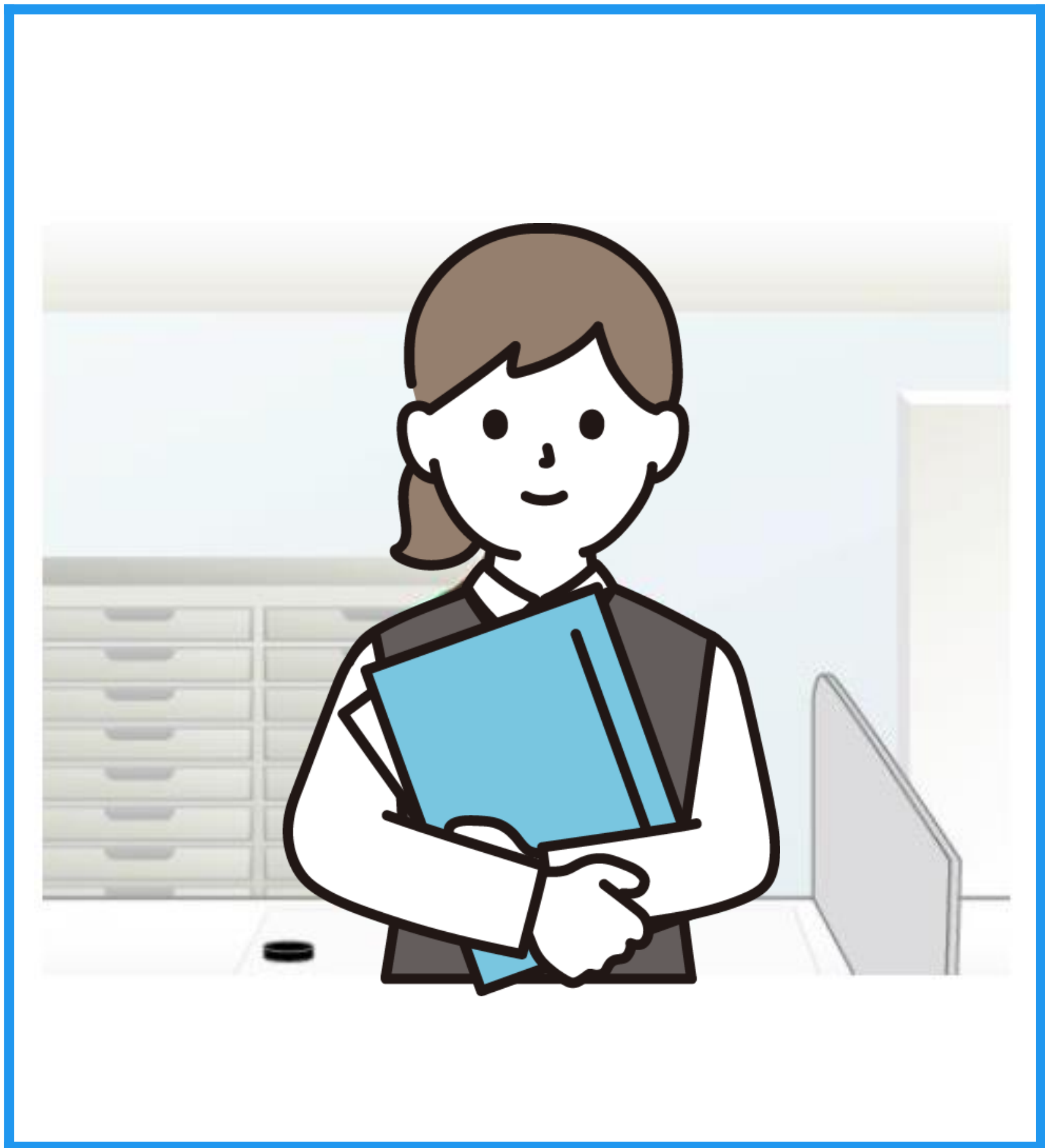
(内容の確認)

E様は3月5日に亡くなられましたので、3月分まで年金が支給対象となりますが、この場合、2月、3月の2ヵ月分の年金は、4月15日が支払日となり、E様が受け取れずに未払いとなっている可能性がありますので、未支給年金・未支払給付金請求書を記載いただく必要があります。

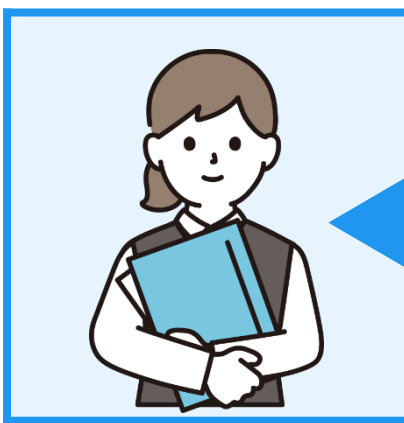
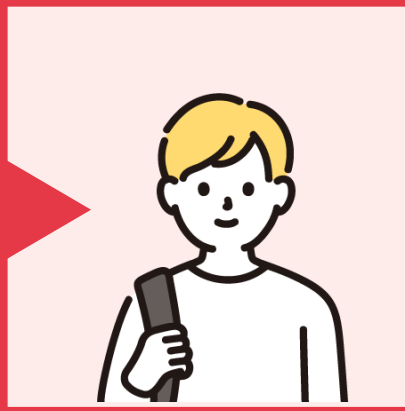


分かりました。

# 4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）




ちなみに、死亡した母が受け取っていない年金の支払いはどうなりますか？



（老齢基礎年金及び遺族厚生年金それぞれの支払いについて説明）

（請求書作成終了）



その後、職員Aさんは、管轄の年金事務所宛に未支給年金・未支払給付金請求書を回送しました。



# 4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）（事務区分の整理（まとめ））

事務内容	説明	備考	事務の区分け				
<p>① 未支給年金・未支払給付金請求の案内</p>	<p>今回主として受給しているのは老齢基礎年金で未支給年金（老齢）〔1150〕は協力・連携事務に該当します。よって、今回の相談は法定受託事務以外の内容についての相談に当たるため、付随する未支払給付金（老齢）も協力・連携事務に該当します。</p> <table border="1" data-bbox="813 649 2319 883"> <tr> <td data-bbox="813 649 1229 765">未支給年金（老齢）〔1150〕</td> <td data-bbox="1229 649 2319 765">市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 765 1229 883">未支払給付金（老齢）</td> <td data-bbox="1229 765 2319 883">年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。</td> </tr> </table>	未支給年金（老齢）〔1150〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。	未支払給付金（老齢）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。	<p>協力・連携編スライド  <b>P28～P31</b>                  （国民年金）    <b>P58～P59</b>                  （年金生活者支援給付金）</p>	<p>協力・連携事務</p>
未支給年金（老齢）〔1150〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。						
未支払給付金（老齢）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。						
<p>② 未支給年金・未支払給付金の給付について</p>	<p>未支給年金・未支払給付金の給付に関する相談は法定受託事務以外の内容についての相談に該当します。区分けについては協力・連携事務となり、上記の①と同じ内容になります。</p>						
<p>③ 年金事務所等への書類の回送</p>	<p>老齢基礎年金に係る未支給年金・未支払給付金請求書の年金事務所等への回送は、法定受託事務以外の申請書等の回送に当たるため協力・連携事務に該当します。なお、未支給年金請求書と未支払給付金請求書は一体になっているため、未支給年金と未支払給付金をあわせて1件として、国民年金分のみ協力・連携事務に計上していただくこととなります。</p> <table border="1" data-bbox="813 1581 2319 1815"> <tr> <td data-bbox="813 1581 1229 1697">未支給年金（老齢）〔1150〕</td> <td data-bbox="1229 1581 2319 1697">法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送（国民年金）に該当します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1697 1229 1815">未支払給付金（老齢）</td> <td data-bbox="1229 1697 2319 1815">（未支給年金と未支払給付金あわせて1件）</td> </tr> </table>	未支給年金（老齢）〔1150〕	法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送（国民年金）に該当します。	未支払給付金（老齢）	（未支給年金と未支払給付金あわせて1件）	<p>協力・連携編スライド  <b>P37</b></p>	<p>協力・連携事務                  （国年分として計上）                  （給付金分は計上不可）</p>
未支給年金（老齢）〔1150〕	法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送（国民年金）に該当します。						
未支払給付金（老齢）	（未支給年金と未支払給付金あわせて1件）						



4-2

未支給年金・未支払給付金請求書、  
死亡届の提出（障害）

## 4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）

3月14日。Gさんは、**障害基礎年金〔6350〕**、遺族厚生年金（夫の死後）〔1450〕、年金生活者支援給付金（障害）を受給していた。Gさんの死後、子のHさんは年金の手続きが何か必要と思い、市役所を訪ねて来た。

Hさん  
来庁者

母が死亡したが、何か手続きが必要？

- ① 母親の死亡に関する年金に関する手続きについて
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付内容の確認について
- ③ 未支給年金・未支払給付金請求書の申請

未支給、未支払給付金等の各種手続きが必要です。

- ① 未支給年金・未支払給付金請求の案内
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付について
- ③ 年金事務所への書類の回送

Aさん  
国民年金窓口

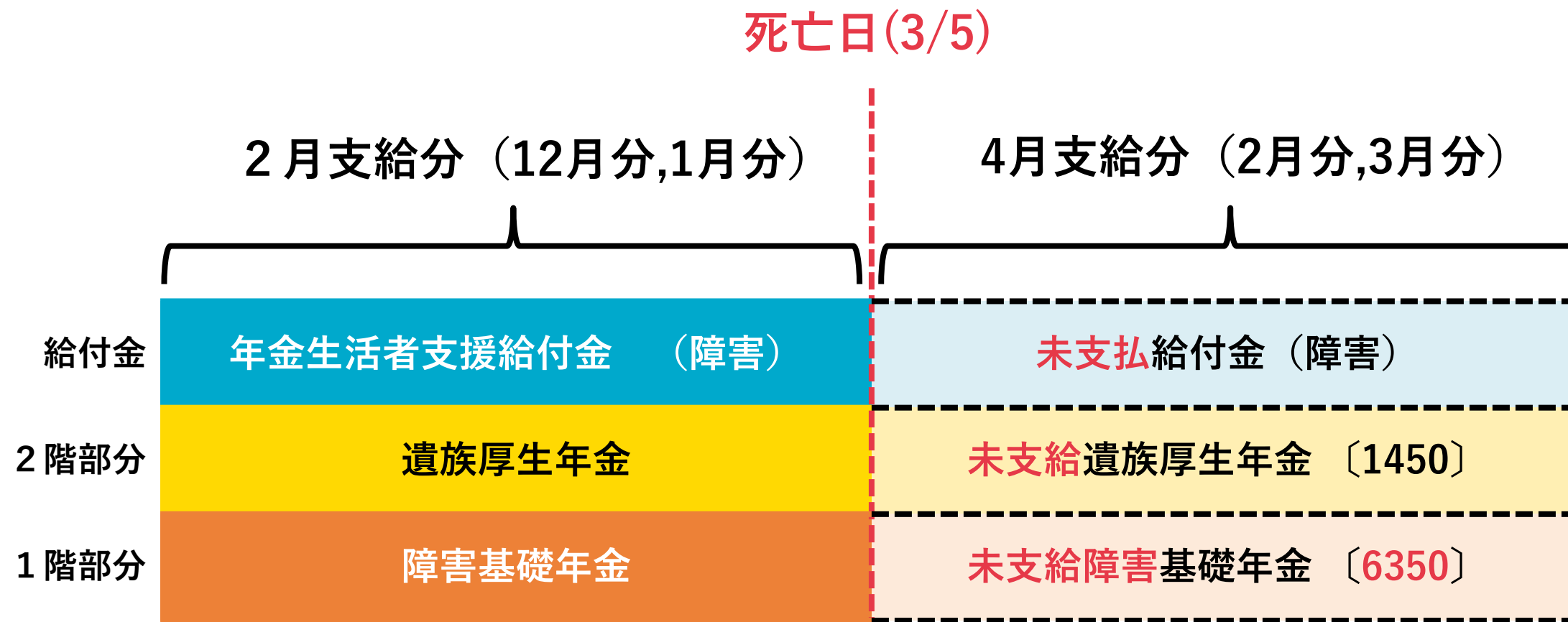
上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



# 4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）



Gさん  
(親)



Hさん  
(子)

## 4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）



こんにちは、本日はどのような  
ご用件でいらっしゃいましたか？

先日母が亡くなりまして、年金の手続きが  
必要かもしれないと思って来たのですが・・・



このたびはお悔やみ申し上げます。  
G様は生前に年金を受け取って  
おられたのですね。  
年金証書はご持参いただいていますか？

持ってきました。こちらです。



# 4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金  
未支給年金・未支払給付金請求書

様式第514号

45	46	48	【職員記入欄】 死亡した方が年金生活者支援給付金を受給されていた場合は右欄に☑		二次元コード
死亡された方	① 基礎年金番号 および年金コード		基礎年金番号	年金コード <small>(複数請求する場合は 右の欄に記入)</small>	
	② 生年月日		明治・大正・昭和・平成・令和	年	月
	③ 死亡した年月日		昭和・平成・令和	年	月
請求される方	④ (フリガナ) 氏名(氏)		氏名(名)		
	⑤ (フリガナ) 住所		住所		
	⑥ (フリガナ) 氏名(氏)		氏名(名)		
	⑦ 郵便番号		電話番号		
	⑧ 年金受取機関		口座名義人氏名		
年金送金先	⑨ 年金受取機関		口座番号(左詰めで記入)		
	⑩ 年金受取口座		口座番号(右詰めで記入)		
	⑪ 年金受取口座		口座番号(右詰めで記入)		
⑫ 受給者の死亡当時、受給者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。					
配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 その他3親等内の親類 いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない					
⑬ 死亡した方が三共済(JR、JT、NTT)・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。					
⑭ 死亡者からみて、あなたは相続人ですか。 (相続人の場合には、続柄についてもご記入ください。)					
⑮ 備考					
⑯ 別世帯となっていることについての理由書 次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。 (該当の理由に○印をつけてください。)					
理由 1. 受給者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。 (請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき。) 2. 受給者の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。					
死亡した受給者と請求者の住所が住民票上異なっているが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」が必要となります。用紙が必要な方は、「わんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などにお問い合わせください。 詳しくは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。					
令和 年 月 日 提出					
年金事務所記入欄					
※遺族給付同時請求 有( )無( )					
※死亡届の添付 有・無					

市区町村 受付年月日

実施機関等 受付年月日

ありがとうございます。拝見いたします。

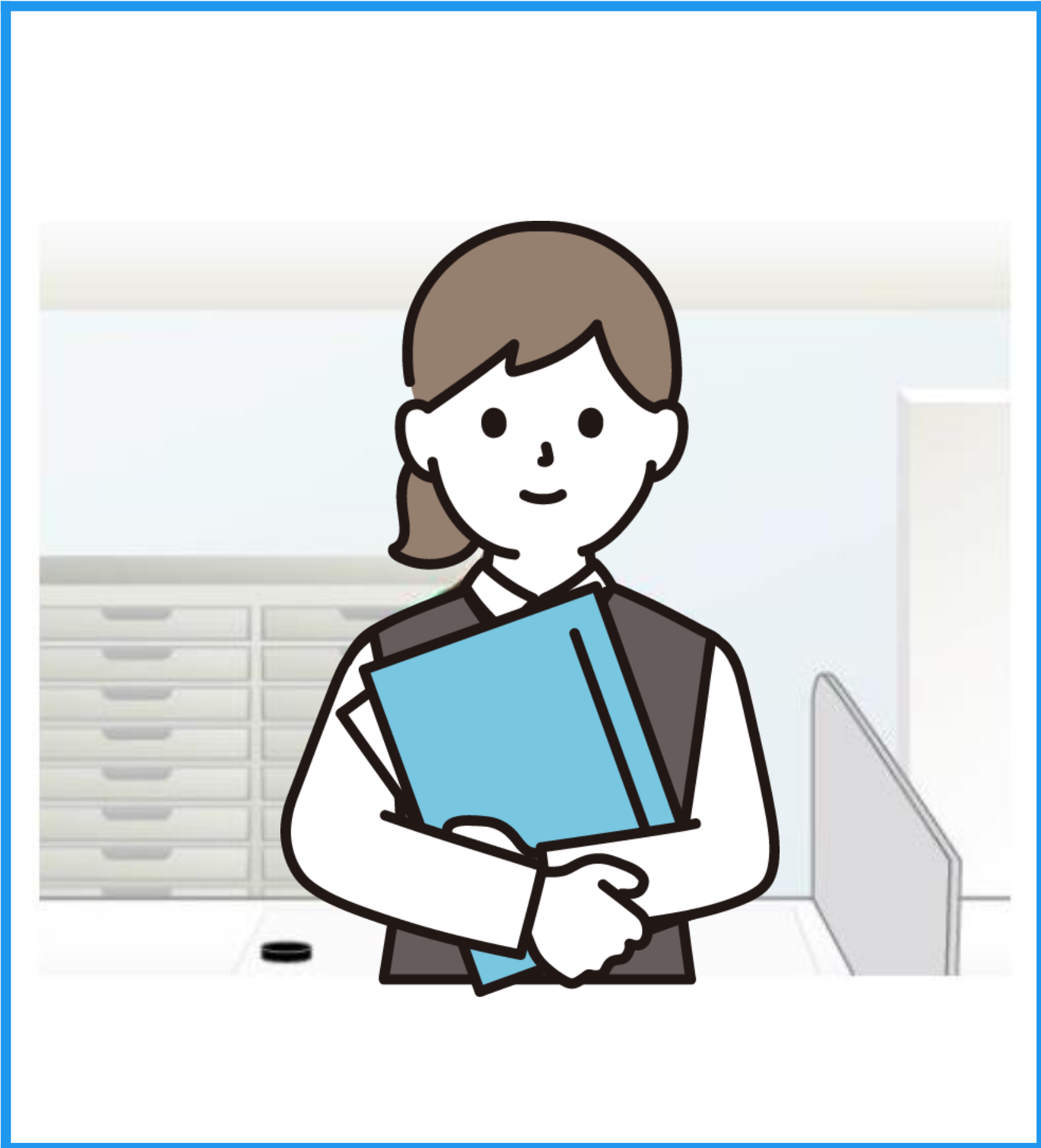
(内容の確認)

G様は3月5日に亡くなられましたので、3月分まで年金が支給対象となりますが、この場合、2月、3月の2ヵ月分の年金は、4月15日が支払日となり、G様が受け取れずに未払いとなっている可能性がありますので、未支給年金・未支払給付金請求書を記載いただく必要があります。

分かりました。

37

## 4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）



ちなみに、死亡した母が受け取っていない年金の支払いはどうなりますか？



（障害基礎年金及び遺族厚生年金それぞれの支払いについて説明）

（請求書作成終了）



その後、職員Aさんは、管轄の年金事務所宛に未支給年金・未支払給付金請求書を回送しました。



## 4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）（事務区分の整理（まとめ））

事務内容	説明	備考	事務の区分け				
① 未支給年金・未支払給付金請求の案内	<p>今回主として受給しているのは障害基礎年金で未支給年金（障害）〔6350〕は法定受託事務に該当します。よって、今回の相談は法定受託事務の内容についての相談に当たるため、付随する未支払給付金（障害）も法定受託事務に該当します。</p>	<p>国民年金 市町村事務処理基準 第20条</p>	<p>法定受託事務</p>				
② 未支給年金・未支払給付金の給付について	<p>未支給年金・未支払給付金の給付に関する相談は法定受託事務以外の内容についての相談に該当します。</p> <table border="1" data-bbox="803 934 2309 1172"> <tr> <td data-bbox="803 934 1216 1056">未支給年金（障害）〔6350〕</td> <td data-bbox="1216 934 2309 1056">市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="803 1056 1216 1172">未支払給付金（障害）</td> <td data-bbox="1216 1056 2309 1172">年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。</td> </tr> </table>	未支給年金（障害）〔6350〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。	未支払給付金（障害）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。	<p>協力・連携編スライド P28～P31 （国民年金）  P58～P59 （年金生活者支援給付金）</p>	<p>協力・連携事務</p>
未支給年金（障害）〔6350〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。						
未支払給付金（障害）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。						
③ 年金事務所等への書類の回送	<p>障害基礎年金に係る未支給年金・未支払給付金請求書の年金事務所等への回送は、法定受託事務の申請書等の回送に当たるため法定受託事務に該当します。</p>	<p>国民年金 市町村事務処理基準 第24条</p>	<p>法定受託事務</p>				



事例にはありませんが、前頁のように遺族基礎年金、寡婦年金の未支給年金・未支払給付金の請求についても障害基礎年金と同様の事務区分となり法定受託事務として整理されます。



5

老 齡 年 金 請 求 の 手 続 き

## 5 老齢年金請求の手続き

Iさんは老齢基礎年金の請求書が届いたので、年金受給のため市役所を訪れた。

Iさん  
来庁者

老齢年金請求の手続きをしたい！

① 老齢基礎年金の請求

② 年金生活者支援給付金の請求

③ 年金の支払時期について

年金生活者支援給付金の請求も併せてお願いします。

① 手続きの説明、請求書の記載方法の説明  
(国民年金)

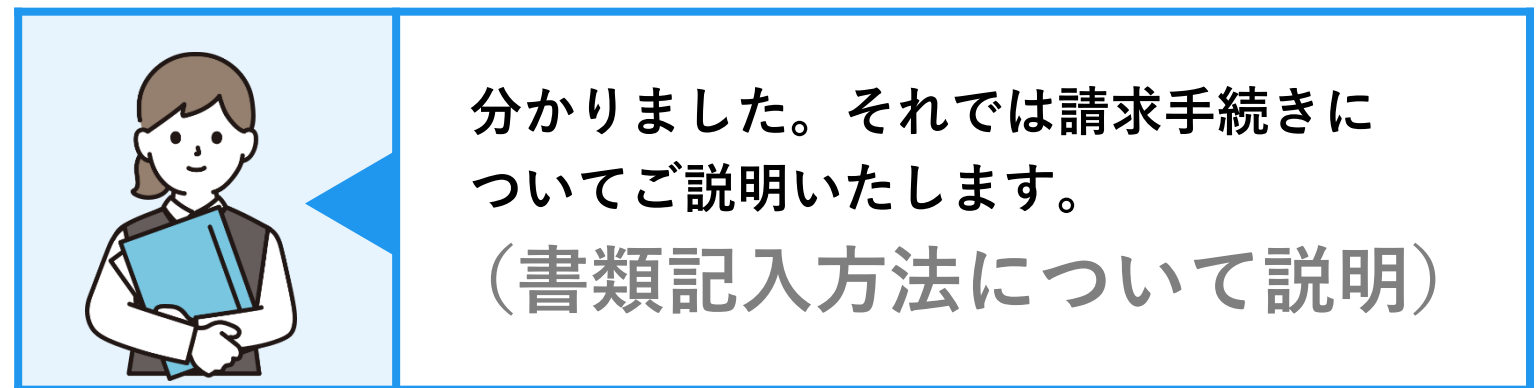
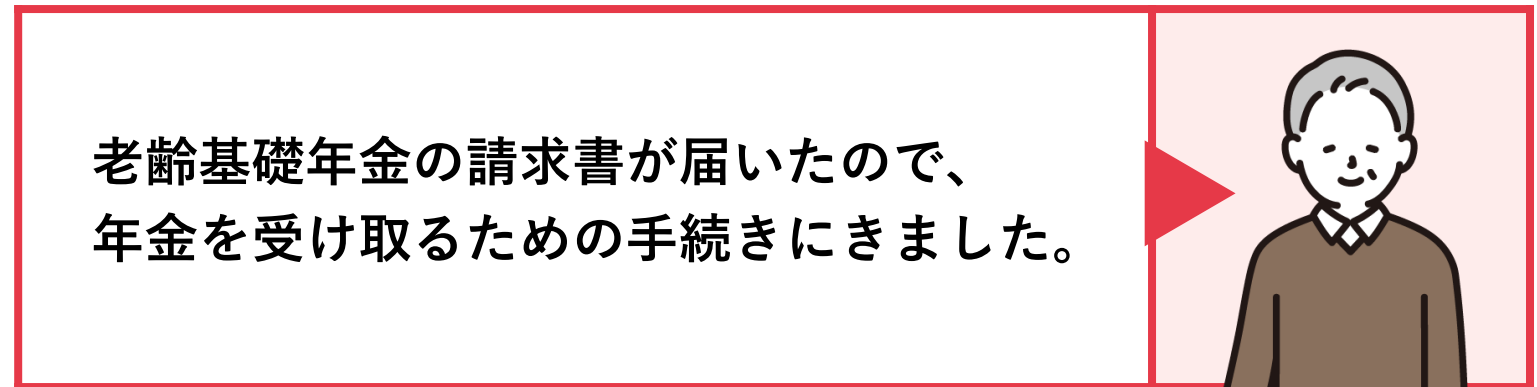
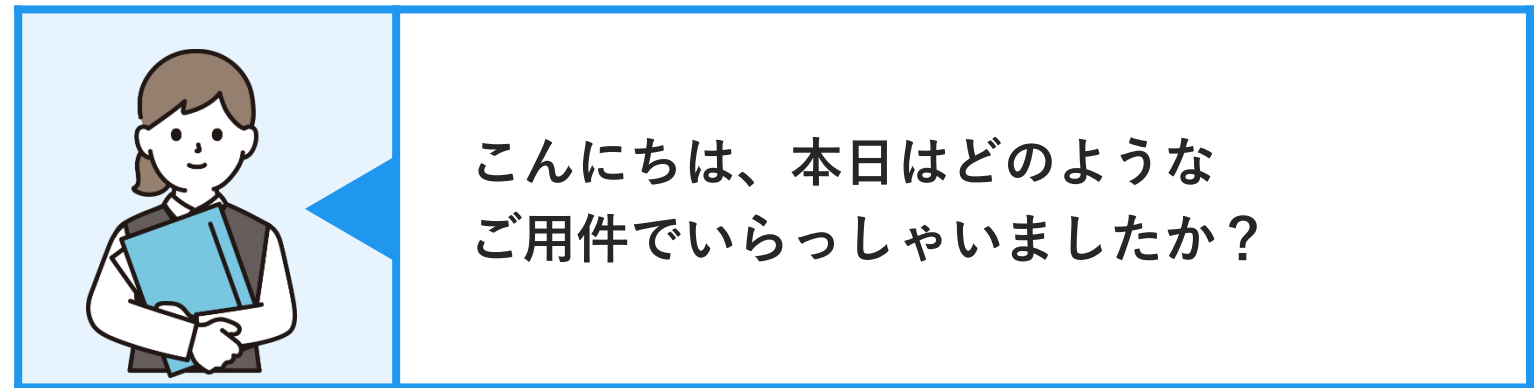
② 手続きの説明、請求書の記載方法の説明  
(年金生活者支援給付金)

③ 支払時期の案内


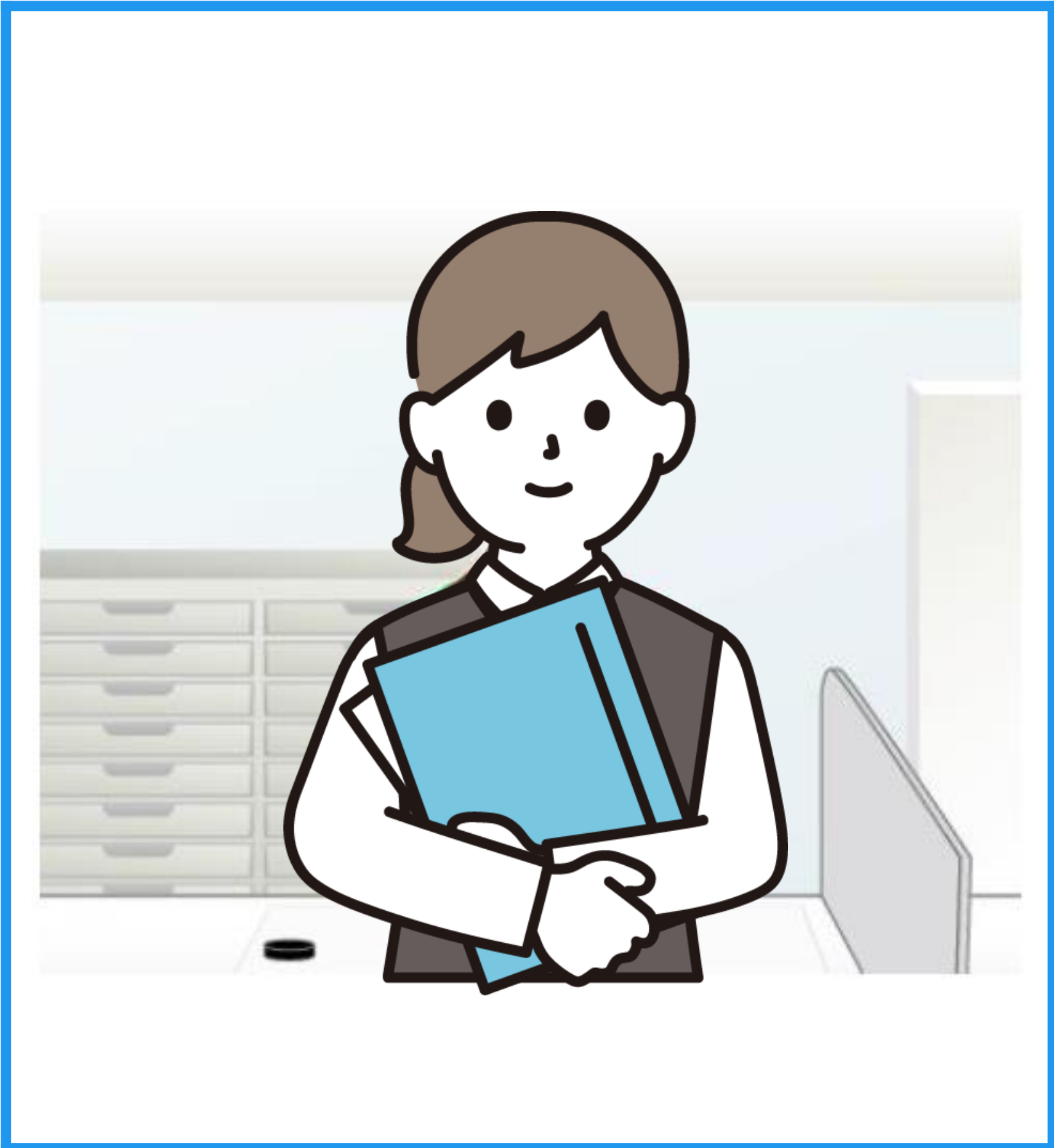
Aさん  
国民年金窓口



上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。


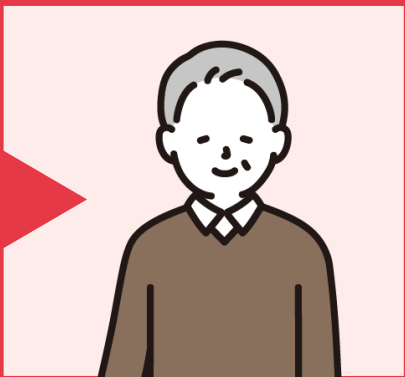


# 5 老齢年金請求の手続き



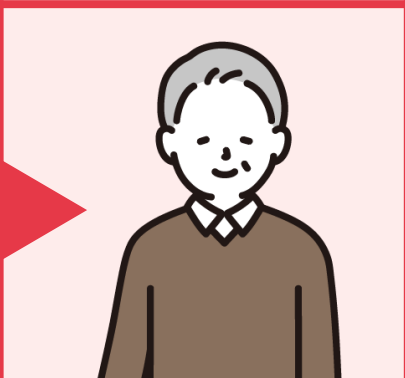
こちらで老齢基礎年金の請求手続きは完了です。  
年金生活者支援給付金の請求も  
併せてお願いします。

年金生活者支援給付金って何ですか？



年金生活者支援給付金は…  
(制度についての説明)

そんな制度があるのですね。  
では一緒に請求します。



# 5 老齢年金請求の手続き

受付登録コード		
老齢	障害	遺族
17121	17122	17123
入力処理コード		
老齢	障害	遺族
030001	030002	030003

## 年金生活者支援給付金請求書

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号										
②氏名	フリガナ									
	氏					名				
③生年月日	1.明治 5.昭和 9.令和	3.大正 7.平成		年		月		日		
④住所	〒 -									
	電話番号 ( )									
⑤届出年月日	令和		年	月	日					

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 年金生活者支援給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】 ※以下、記入しないでください。

⑦所得額	⑧照会年月日	⑨回付先（該当に○）
円 9	9 年 月 日	事務センター ○ 中央年金センター ○ 障害年金センター ○

⑩認定年月日	⑪請求年度	⑫所得証明対象年	⑬不安給事由	⑭不支給事由該当月日
9 年 月 日	9	9		9 年 月 日

事務センター長 所長	障害年金センター長 副所長	グループ長 課長（支）長	印欄



2310 1018 014 401

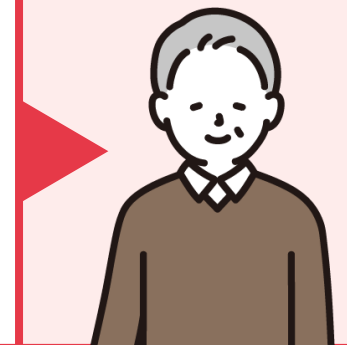


それでは、こちらの年金生活者支援給付金請求書に記入をお願いします。

（請求書の記入方法の説明）

（記入完了）

ちなみに、老齢基礎年金と年金生活者支援給付金っていつ振り込まれるのでしょうか？



老齢基礎年金は偶数月の15日に前月分までの2ヶ月分を振り込みます。給付金も同じ日に振り込まれます。

# 5 老齢年金請求の手続き（事務区分の整理（まとめ））

事務内容	説明	備考	事務の区分け				
<p>① 手続きの説明、請求書の記載方法の説明 (国民年金)</p>	<p>請求手続きや書類の記入方法についての説明は<b>法定受託事務</b>に該当します。</p>	<p>国民年金 市町村事務処理基準 第21条</p>	<p><b>法定受託事務</b></p>				
<p>② 手続きの説明、請求書の記載方法の説明 (年金生活者支援給付金)</p>	<p>年金生活者支援給付金制度や書類の記入方法についての説明は<b>法定受託事務</b>に該当します。</p>	<p>年金生活者支援給付金 市町村事務処理基準 第6条</p>	<p><b>法定受託事務</b></p>				
<p>② 支払時期の案内</p>	<p>支払日についての相談は<b>法定受託事務以外</b>の内容についての相談に当たるため、国民年金、年金生活者支援給付金それぞれの<b>協力・連携事務</b>に該当します。</p> <table border="1" data-bbox="796 1408 2319 1647"> <tr> <td data-bbox="796 1408 1229 1527">老齢基礎年金</td> <td data-bbox="1229 1408 2319 1527">市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談(国民年金)「<b>来訪相談件数</b>」に該当します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="796 1527 1229 1647">老齢年金生活者支援給付金</td> <td data-bbox="1229 1527 2319 1647">年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談(年金生活者支援給付金)「<b>来訪相談件数</b>」に該当します。</td> </tr> </table>	老齢基礎年金	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談(国民年金)「 <b>来訪相談件数</b> 」に該当します。	老齢年金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談(年金生活者支援給付金)「 <b>来訪相談件数</b> 」に該当します。	<p>協力・連携編スライド <b>P28～P31</b> (国民年金)  <b>P58～P59</b> (年金生活者支援給付金)</p>	<p><b>協力・連携事務</b></p>
老齢基礎年金	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談(国民年金)「 <b>来訪相談件数</b> 」に該当します。						
老齢年金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談(年金生活者支援給付金)「 <b>来訪相談件数</b> 」に該当します。						



6

基礎年金番号通知書再交付申請の手続き

## 6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き

Jさんは年金手帳をなくしたため、再交付のため市役所を訪れた。

Jさん  
来庁者

年金手帳をなくして大変だ！年金手帳を再発行して欲しい。

① 年金手帳再交付の手続き

② 国民年金被保険者関係届書の記載  
(基礎年金番号通知書再交付申請欄)

基礎年金番号通知書を再発行します。

① 年金手帳廃止に伴う基礎年金番号通知書の案内


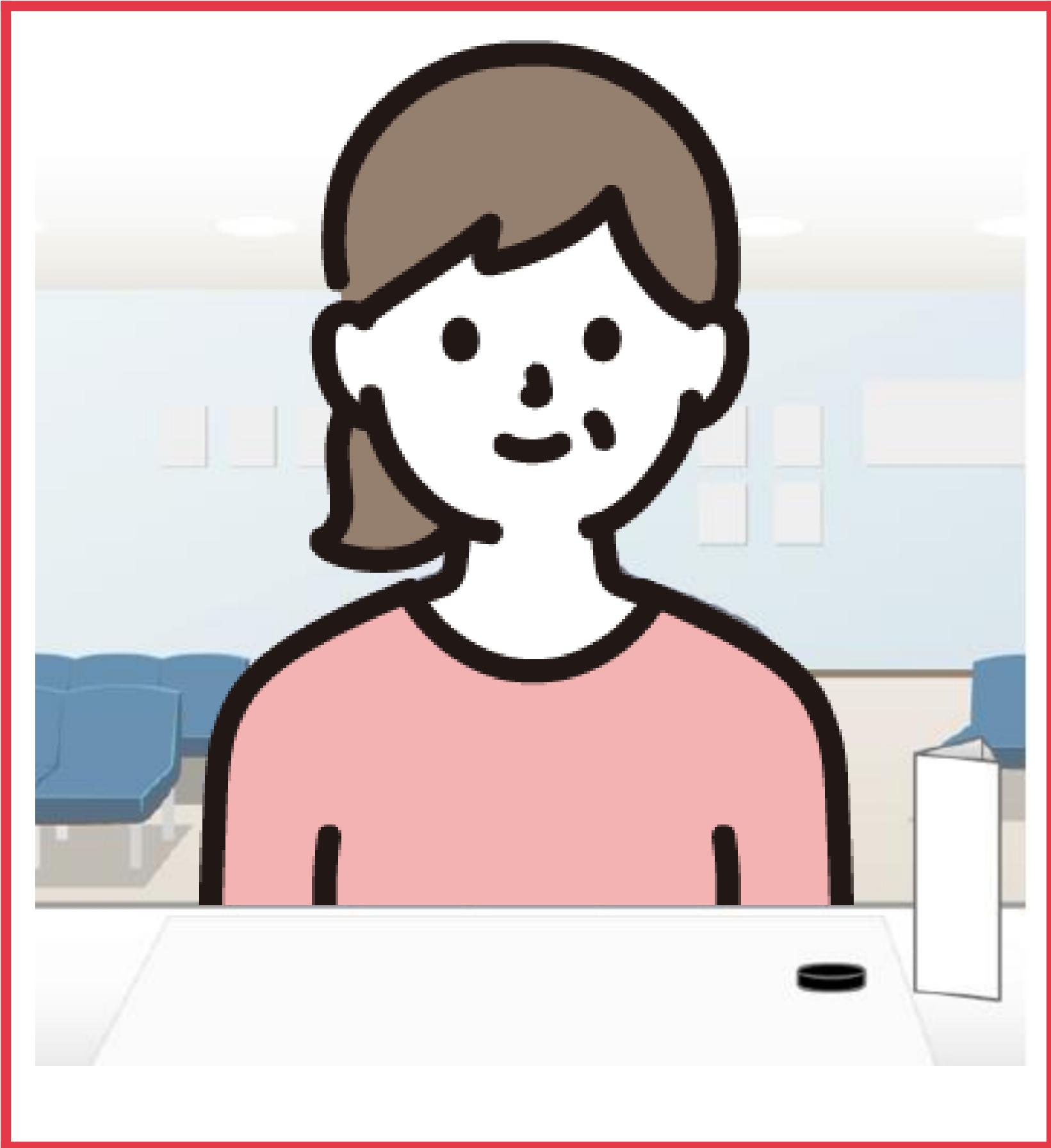
② 年金事務所等への書類の回送  
(国民年金被保険者関係届書)

Aさん  
国民年金窓口




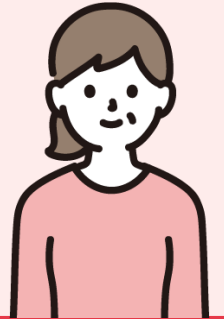
上記の①～②のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。

# 6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き



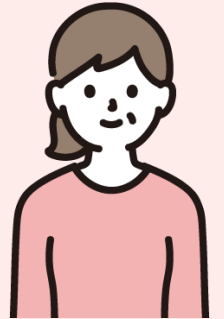
こんにちは、本日はどのような  
ご用件でいらっしゃいましたか？

年金手帳をなくしてしまい、  
再交付をお願いしたいのですが・・・




年金手帳は廃止となり、  
現在は基礎年金番号通知書となっています。  
基礎年金番号通知書とは・・・  
(基礎年金番号通知書についての説明)

そうなのですね、  
その基礎年金番号通知書の  
再交付申請はここでできますか？



# 6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き

様式コード  
4 1 0 0



## 国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 令和 年 月 日  
日本年金機構理事長 へ  
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏 名： \_\_\_\_\_

被保険者との続柄： 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 性別	1. 男性 2. 女性	
	⑤ 郵便番号	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他	
	⑦ 住所			
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称)	(フリガナ)	

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B. 届出(申出)事項	届書種類・番号	届出年月日/出産(予定)日	理由等
	資格取得届	1	平成 令和
資格喪失届	4	平成 令和	1. 厚生年金(共済含む)への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出 5. 期間満了 10. 中国残留邦人等 11. 外国への転出
付加保険料 納付・辞退申出	6	平成 令和	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出 3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
保険料 免除理由届当届	8	平成 令和	1. 法第89条第1号(障害基礎年金等) 2. 法第89条第2号(生活扶助等) 3. 法第89条第3号(国立療養所等)
保険料 免除理由消滅届	9	平成 令和	⑩保険料納付申出の確認 1. 希望する 2. 希望しない
基礎年金番号通知書再交付申請	10	平成 令和	1. 紛失 2. 破損(汚れ) 9. その他 ( )
産前産後免除 届当届	14	平成 令和	単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎
備考			

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C. 届出事項	届書種類・番号	届出年月日	理由等	
	住所変更届	11	平成 令和	変更前住所
	氏名変更届	12	平成 令和	変更前氏名
	死亡届	13	平成 令和	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄	⑪納付書関連
	作成不要 1
	早期送付 2

2210 1016 005



はい、できます。それでは、こちらの国民年金被保険者関係届書の基礎年金番号通知書再交付申請欄に記入をお願いします。

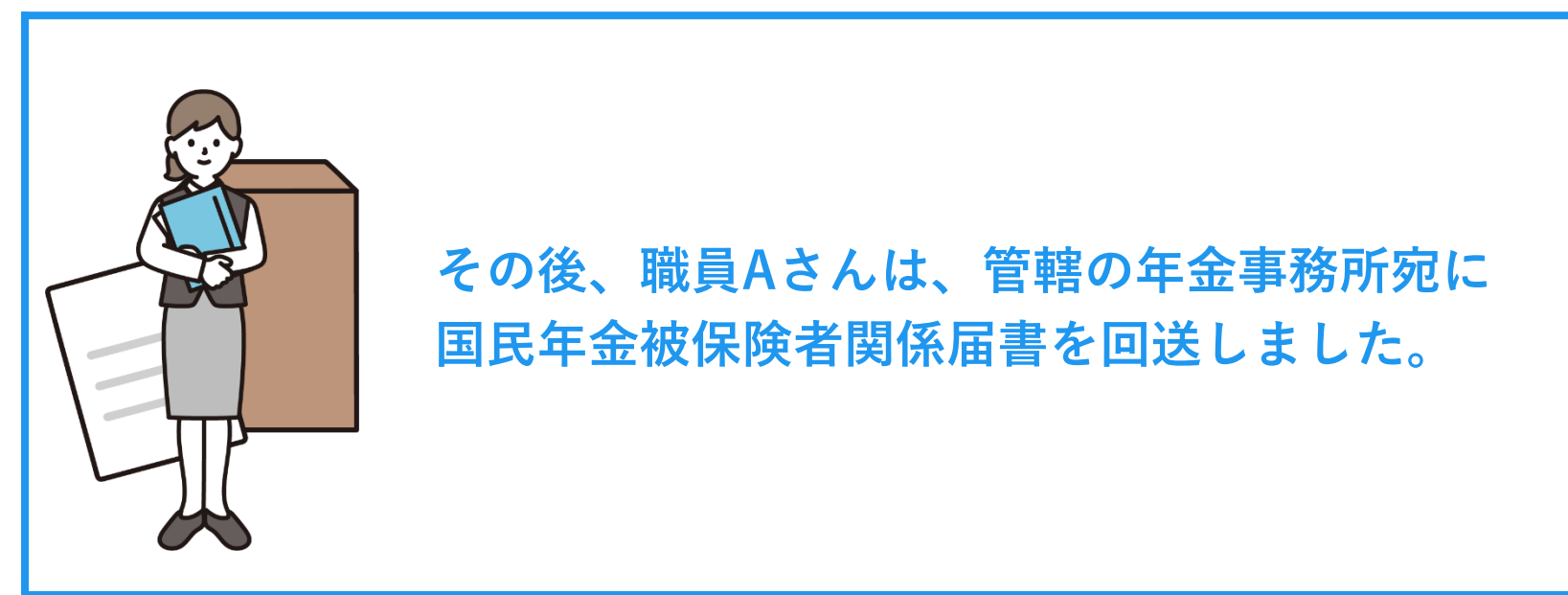
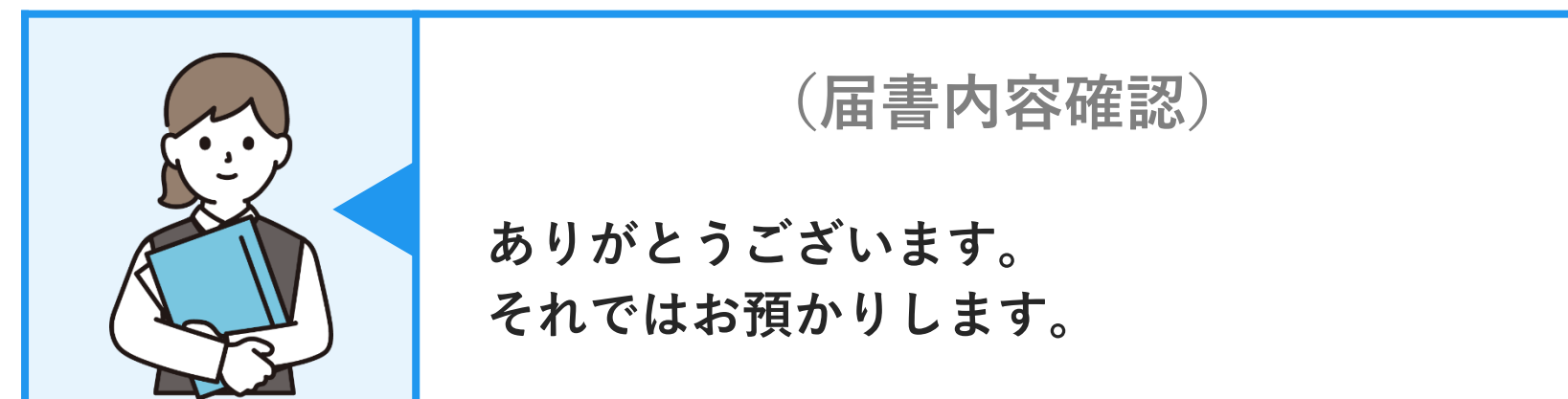
(届書記載)

書きました。



(届書記載終了)

## 6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き



# 6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き（事務区分の整理（まとめ））

事務内容	説明	備考	事務の区分け																																																																				
<p>① 年金手帳廃止に伴う 基礎年金番号通知書の案内</p>	<p>基礎年金番号通知書に関する説明は<b>法定受託事務以外</b>の内容についての相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 「<b>来訪相談件数</b>」に該当します。</p>	<p>協力・連携編スライド <b>P28～P31</b></p>	<p>協力・連携事務</p>																																																																				
<p>② 年金事務所への書類の回送 (国民年金被保険者関係届書)</p>	<p>国民年金被保険者関係届書の基礎年金番号通知書再交付申請の回送は<b>法定受託事務以外</b>の書類の回送に当たるため、 「<b>法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送</b>」に該当します。</p> <div data-bbox="803 971 2305 1095" style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国民年金被保険者関係届書は記載内容によって事務区分が変わります。</p> </div> <div data-bbox="879 1121 1312 1735"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出事項</th> <th>届出番号</th> <th>届出内容</th> <th>届出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>6</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>8</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>9</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>11</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>12</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>13</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>14</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>国民年金被保険者関係届書(届出)</td> <td>届出時</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1419 1170 2305 1754"> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #F8D7DA;">法定受託事務</td> <td style="background-color: #F8D7DA;">種別変更や資格喪失届等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #D1E7FF;">協力・連携事務</td> <td style="background-color: #D1E7FF;">基礎年金番号再交付申請書</td> </tr> </table> </div>	届出事項	届出番号	届出内容	届出時期	1	1	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	2	2	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	3	3	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	4	4	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	5	5	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	6	6	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	7	7	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	8	8	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	9	9	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	10	10	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	11	11	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	12	12	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	13	13	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	14	14	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	15	15	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時	法定受託事務	種別変更や資格喪失届等	協力・連携事務	基礎年金番号再交付申請書	<p>協力・連携編スライド <b>P37</b></p>	<p>協力・連携事務</p>
届出事項	届出番号	届出内容	届出時期																																																																				
1	1	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
2	2	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
3	3	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
4	4	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
5	5	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
6	6	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
7	7	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
8	8	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
9	9	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
10	10	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
11	11	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
12	12	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
13	13	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
14	14	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
15	15	国民年金被保険者関係届書(届出)	届出時																																																																				
法定受託事務	種別変更や資格喪失届等																																																																						
協力・連携事務	基礎年金番号再交付申請書																																																																						



7

窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

## 7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

Kさんは、これまでの年金記録を確認するため、市役所を訪れた。

Kさん  
来庁者

これまでの年金記録を確認したい。

① 年金記録の確認について

② 将来の年金受給額について



Aさん  
国民年金窓口

年金記録を交付します。

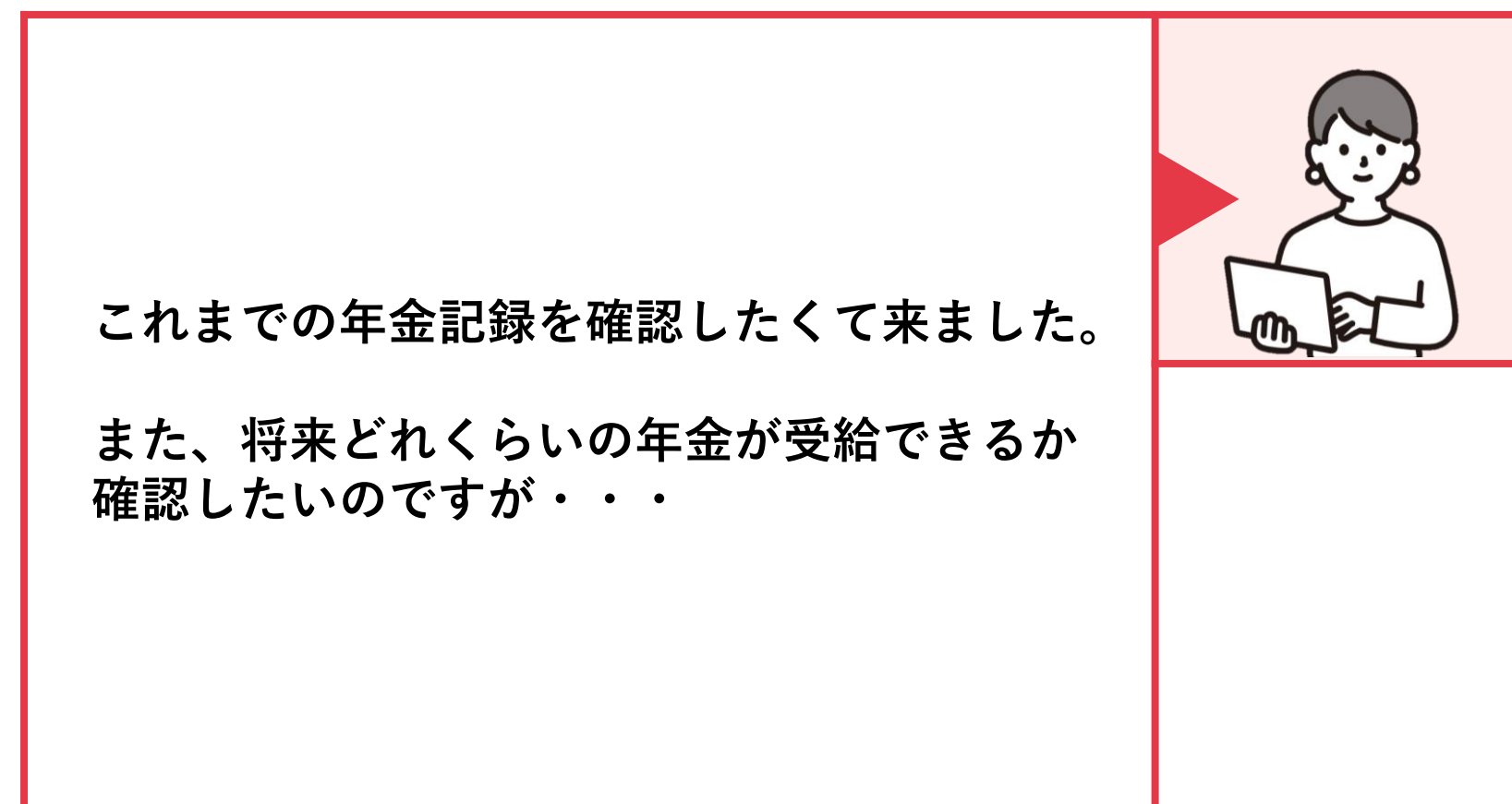
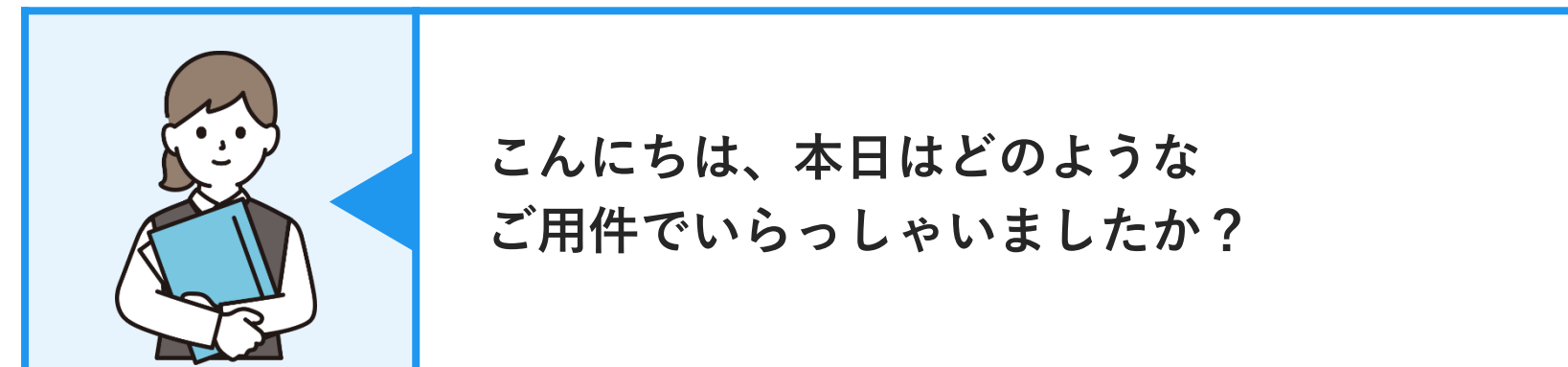
① 年金記録の交付

② 将来の年金受給額の説明




上記の①～②のやり取りが法定受託事務になるのか？  
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。

# 7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談





# 7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談



かしこまりました。年金記録をお調べします。基礎年金番号がわかるものはお持ちですか？

基礎年金番号通知書を持ってきました。



(本人確認) では、お調べしますね。

# 7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

### 被保険者記録照会回答票

令和〇年〇月〇日現在の加入記録です。

日本年金機構


生年月日 昭和〇年〇月〇日  
性別 ○  
基礎年金番号 1234-567890

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市〇〇町〇〇  
〇〇〇番地〇

〇〇 〇〇〇 様

年金手帳記号番号


加入制度	①お勤め先の名称または共済組合名等	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
国民年金	厚生年金保険	平成〇.〇.〇		400
国年	国民年金			




こちらが年金記録になりますので  
交付いたします。

(年金記録の交付)

将来、どれくらいの年金を受給できるの  
でしょうか？





将来の年金額は、現時点の  
見込みの額にはなりますが・・・

# 7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談



なるほど。ありがとうございます。



お渡しした年金記録については、  
忘れずにお持ち帰りくださいね。  
またいつでもお立ち寄りください。



# 7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談（事務区分の整理（まとめ））

事務内容	説明	備考	事務の区分け
① 年金記録の交付	<p>年金記録の交付は、<b>法定受託事務以外</b>の内容についての相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「<b>被保険者名簿等の交付</b>」に該当します。</p> <p>※来庁者に記録を開示するだけでは「<b>被保険者名簿等の交付</b>」には該当しません。<b>記録の交付が条件</b>となります。</p>	<p>協力・連携編スライド <b>P30</b></p>	<p>協力・連携事務</p>
② 将来の年金受給額の説明	<p>将来の年金受給額の説明については<b>法定受託事務以外</b>の相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「<b>来訪相談件数</b>」に該当します。</p>	<p>協力・連携編スライド <b>P28～P31</b></p>	<p>協力・連携事務</p>



今回の事例では、来庁者に年金記録を交付した上で、将来の年金受給額の相談に応じていますので、**以下の2件に計上**できます。**年金記録を交付せずに、年金記録を見ながら相談に応じた場合は、相談のみの件数計上**となりますのでご注意ください。

<市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 **【被保険者名簿等の交付】**（協力・連携編**P30**）>

<市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 **【来訪相談件数】**（協力・連携編**P28～P31**）>